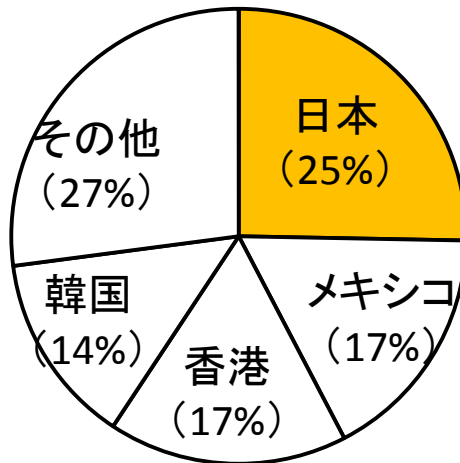


各国の牛肉輸出量について

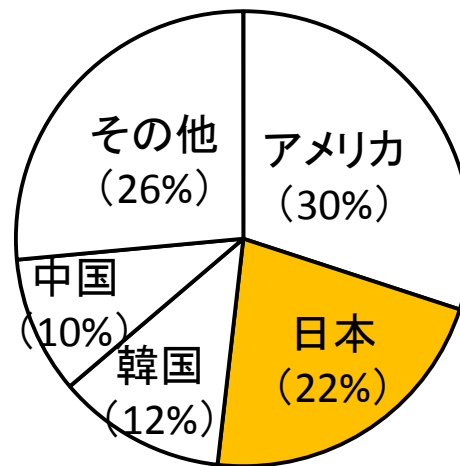
○ 我が国は、主要な牛肉輸出国の輸出先国として、米国の第1位、豪州の第2位、カナダの第4位。(いずれも2014年)

米国



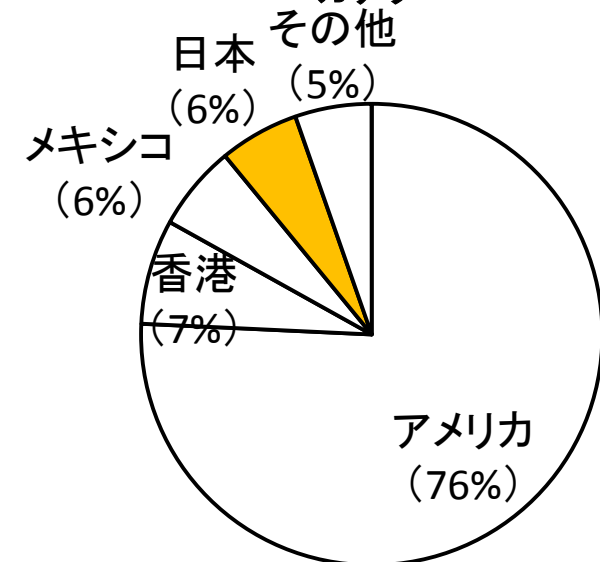
	輸出量(千トン)
対世界	816
日本	206
メキシコ	139
香港	139
韓国	111
その他	221

豪州



	輸出量(千トン)
対世界	1,314
アメリカ	395
日本	286
韓国	157
中国	128
その他	348

カナダ



	輸出量(千トン)
対世界	267
アメリカ	202
香港	20
メキシコ	16
日本	15
その他	14

出典: Global Trade Atlas

他国のFTA等の交渉結果(牛肉)

輸出国 輸入国	米国	カナダ	豪州
韓国	40%→15年目 撤廃 (SGあり、16年目に廃止)	40%→15年目 撤廃 (枝肉を除く、SGあり、16年目に廃止)	40%→15年目 撤廃 (SGあり、16年目に廃止)
中国	—	—	12～25%→9年目 撤廃 (SGあり)
日本	—	—	冷凍: 18年かけて38.5%→19.5% 冷蔵: 15年かけて 38.5%→23.5% (SGあり)

牛肉関連製品の具体例

関税率 10～50%、161.50円/kg

牛肉調製品

ビーフカレー
21.3%

ビーフジャーキー
10%

コンビーフ
21.3%



(関税番号)

021020000 021099020 160210000 160220010
160250210 160250291 160250292 160250299
160250310 160250320 160250331 160250339
160250391 160250399 160250410 160250420
160250490 160250510 160250520 160250590
160250600 160250700 160250810 160250890
160250910 160250991 160250999 160300010

輸入量 0.7万トン
(TPP国シェア 69%)
輸入単価 851円/kg

関税率 12.8%

牛タン、
ハラミ、
肝臓等



(関税番号) 020610011
020610019 020621000
020622000 020629010

輸入量 6.1万トン
(TPP国シェア 100%)
輸入単価 1,030円/kg

肥育素牛
38,250円/頭



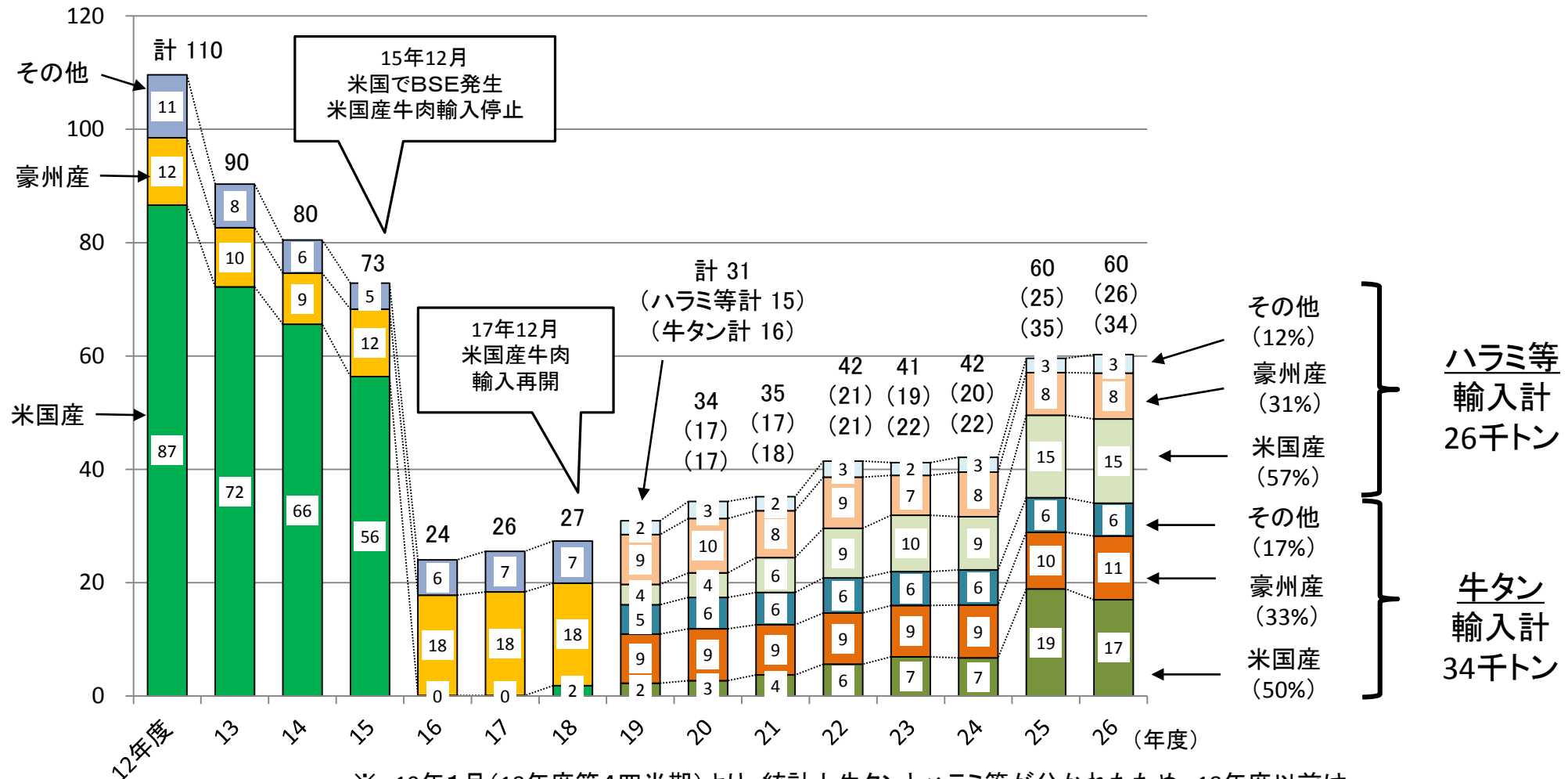
(関税番号)
010229100

輸入量 9千頭
(TPP国シェア 100%)
輸入単価 20.1万円/頭

(出典: 貿易統計、数値は26年度)

牛タン・ハラミ等の輸入量の推移について

○ 牛タン及びハラミ等の輸入量は、平成15年12月の米国でのBSE発生の影響による減少以降、増加傾向で推移しており、米国からの輸入が半分以上を占めている現状。



牛タン・ハラミ等の合意内容等について

（合意内容）

【牛タン】 現行12.8%の関税を、初年度6.4%（▲50%）とし、以降毎年同じ割合で削減し、11年目に撤廃。

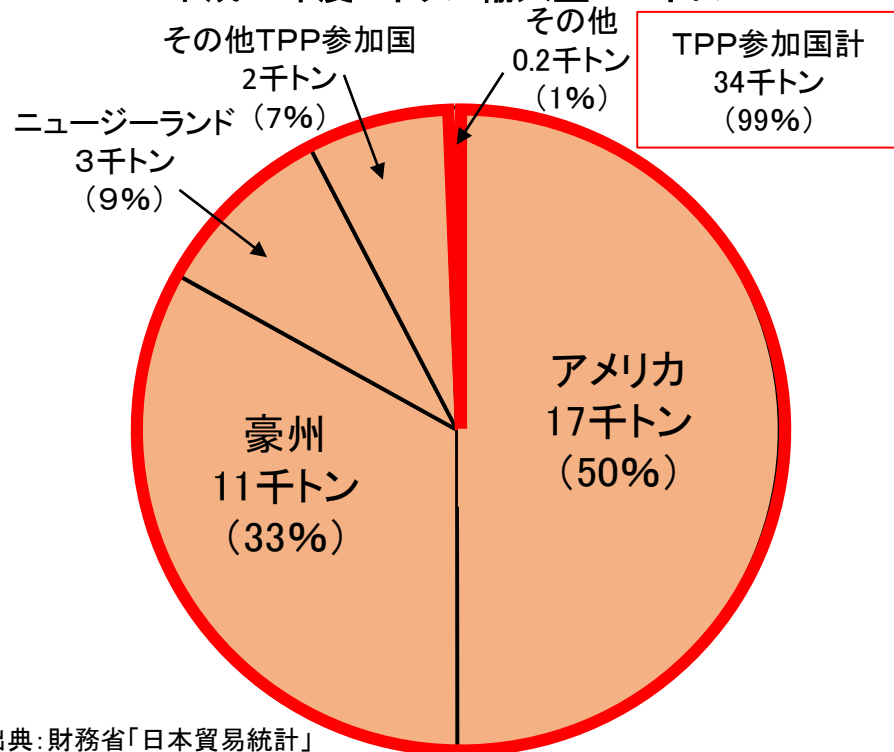
【ハラミ等】 現行12.8%の関税を、初年度6.4%（▲50%）とし、以降毎年同じ割合で削減し、13年目に撤廃。

（胃、腸などのいわゆる白モツは、現行の関税率が既に無税）

（需給状況）

- 牛タン及びハラミ等の主要輸入国は、ともに米国であり、半分以上のシェアを占めている。
- 牛タン及びハラミ等のTPP参加国からの輸入量は、ともに全体のほぼすべてを占めている。
- 国内供給量の大半を輸入で占めており、国産だけでは需要に対応できていない状況。

平成26年度 牛タン輸入量 34千トン



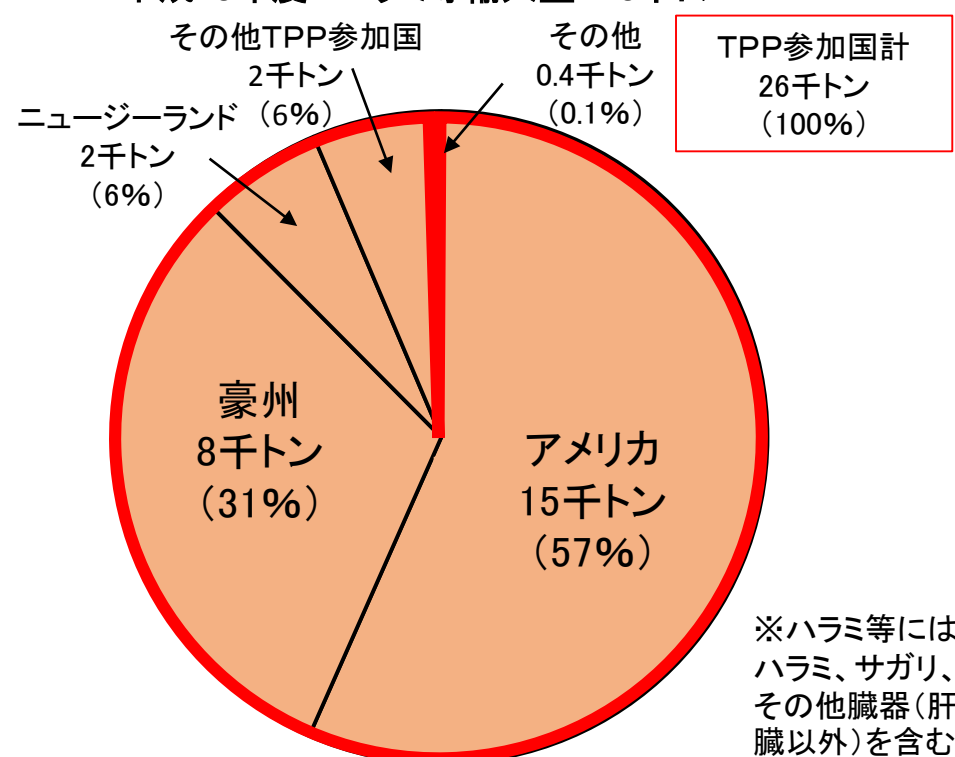
出典：財務省「日本貿易統計」

平成26年度 牛タン国内供給量 35千トン
（うち、輸入34千トン、国産1千トン）

国産牛タンの割合 約3%

（出典：農林水産省調べ）

平成26年度 ハラミ等輸入量 26千トン



※ハラミ等には、ハラミ、サガリ、その他臓器（肝臓以外）を含む

平成26年度 ハラミ・サガリ国内供給量 29千トン
（うち、輸入26千トン、国産3千トン）

国産ハラミ・サガリの割合 約10%

出典：農林水産省調べ）

新マルキン(肉用牛肥育経営安定特別対策)事業の概要

- ・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付。(当面は月ごと(原則は四半期ごと)に算定。)
- ・ 地域算定をモデル的に実施できることとしており、平成25年度から、広島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び鹿児島県が実施してきたが、平成27年度から、大分県も追加実施することとなったところ。

《事業内容》

- ①積立割合:生産者:国=1:3
- ②補填金 :1頭当たりの粗収益と生産コストの差額分の8割
- ③対象品種:肉専用種、交雑種、乳用種(3区分)
- ④対象者 :肥育牛生産者(大企業は除く)

《27年度》

1頭当たりの積立金	うち生産者積立金
肉専用種 40千円/頭	(10千円/頭)
交雑種 100千円/頭	(25千円/頭)
乳用種 68千円/頭	(17千円/頭)

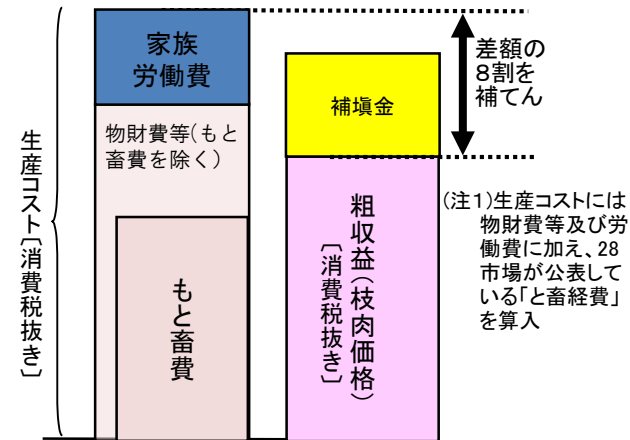
《26年度》

72千円(18千円)
120千円(30千円)
80千円(20千円)

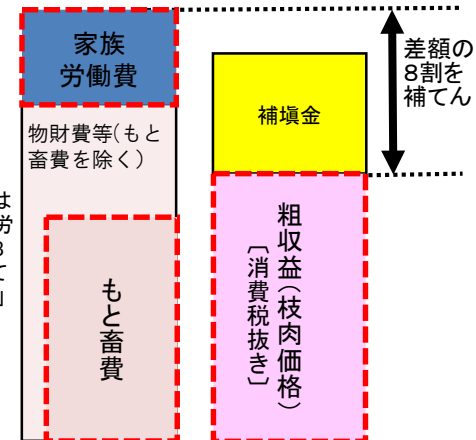
(※) モデル実施県は地域算定を行う品種について別途設定

《27年度所要額》 869億円

【全国算定】



【地域算定】



※ 県別のデータを採用

平成25～27年度補填金単価(単位:円/頭)

	25年度												26年度												27年度			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
全国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,900	5,900	24,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(—)
肉専用種																												
広島県	—	3,800	7,300	2,700	17,400	14,200	—	—	—	—	—	13,200	—	—	—	8,700	17,300	2,900	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(—)
福岡県	—	—	—	—	4,300	—	—	—	—	19,500	—	5,200	—	—	7,000	24,300	43,100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(—)
佐賀県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,300	—	—	10,100	24,300	48,000	6,300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(—)
長崎県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,900	17,500	27,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(—)
熊本県	19,200	17,100	—	—	—	—	—	—	—	17,000	18,600	23,000	—	—	—	55,500	55,200	21,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(—)
大分県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(—)
鹿児島県	10,200	—	—	9,600	12,600	—	—	—	—	17,100	14,300	12,200	—	—	3,100	20,400	45,500	23,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(—)
交雑種	38,700	33,900	35,200	65,400	62,800	53,500	40,000	14,200	6,900	40,700	47,400	60,000	36,700	39,400	63,500	72,500	67,200	62,000	33,400	22,200	29,600	25,700	3,200	—	—	—	10,600	(14,500)
乳用種	63,900	56,000	45,700	43,200	48,600	45,500	41,700	41,400	45,300	42,600	51,900	61,300	44,300	45,700	48,900	54,300	58,800	65,400	64,200	48,500	54,800	61,900	63,600	57,100	28,800	24,700	12,900	(—)

(注2) ()は概算払。(注3) 確定値と概算払の差額を四半期の最終月の補填金交付の際に、精算払として交付。

27年度の肉用子牛対策の概要

- ・ 肉用子牛生産の安定を図るため、子牛価格が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付(肉用子牛生産者補給金制度)。
- ・ また補給金制度を補完し、肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に差額の3/4を交付(肉用牛繁殖経営支援事業)。

42万円／頭(黒毛)

肉用牛繁殖経営支援事業

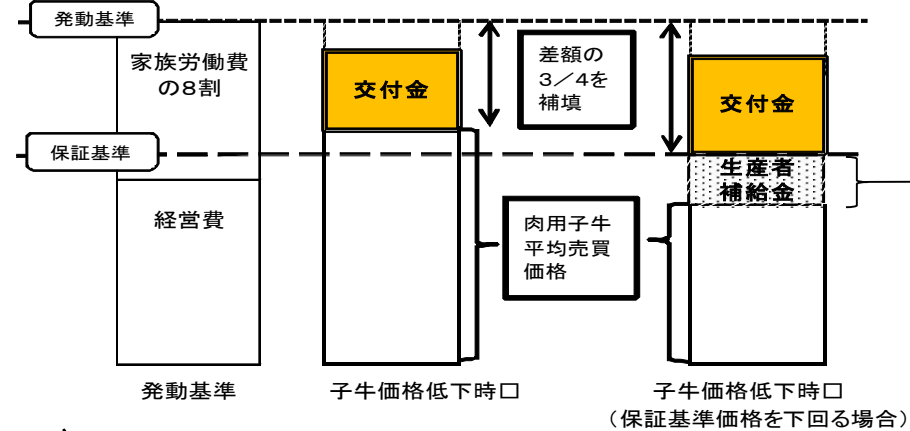
所要額: 159億円

肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算出)が発動基準を下回った場合に差額の3/4を交付

- ①黒毛和種、②褐毛和種、③その他の肉専用種
【42万円】 【38万円】 【28万円】

※補給金制度の契約肉用子牛が対象

※発動基準は、出荷日齢を早める合理化の取組を促進することを旨として算定



33万2千円／頭(黒毛)

肉用子牛生産者補給金制度

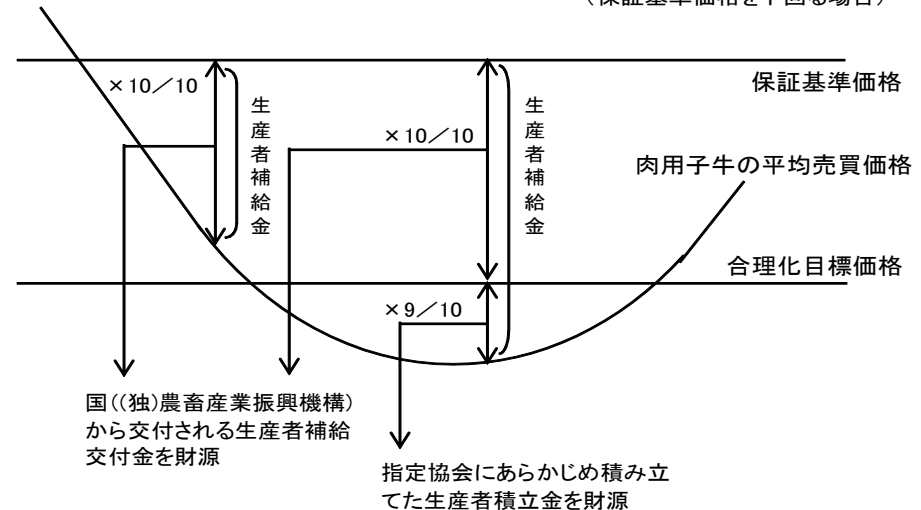
所要額: 213億円

肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算出)が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付

- ①黒毛和種、②褐毛和種、③その他の肉専用種、
【332千円】 【303千円】 【217千円】
④乳用種、 ⑤交雑種
【130千円】 【199千円】

法律の目的

「この法律は、牛肉の輸入に係る事情の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処して…独立行政法人農畜産業振興機構に…生産者補給金等の交付業務を行わせる…」



○負担割合 国: 1/2、県: 1/4、生産者: 1/4

○1頭当りの生産者積立金(H27年7月より)

- ・黒毛和種 : 1,200円/頭(うち生産者負担金300円/頭)
- ・乳用種 : 6,400円/頭(うち生産者負担金1,600円/頭)
- ・交雑種 : 2,400円/頭(うち生産者負担金600円/頭)

豚 肉

- 豚肉の差額関税制度は、昭和46年(1971年)の豚肉の輸入自由化に際し導入されたもの。その後、ウルグアイ・ラウンドにより一部改正されたものの、基本的な仕組みは維持。
- 具体的には、
 - ① 輸入価格が低い場合には、基準輸入価格に満たない部分を関税で徴収し、国内養豚農家を保護する一方、
 - ② 価格が高い場合には、低率な従価税を適用することにより、関税負担を軽減し、消費者の利益を図るという仕組み。

【生産量】

国内生産量 (2013年度)	主な生産地 (飼養頭数ベース:2014年2月1日現在)		
917千トン (生産量シェア)	鹿児島県 (14%)	宮崎県 (9%)	千葉県 (7%)

出典:食肉流通統計
畜産統計

【輸入量】

輸入量	主な輸入先国(2013年度)		
744千トン (輸入量シェア)	米国 (37%)	カナダ (19%)	デンマーク (16%)

出典:貿易統計

【価格】

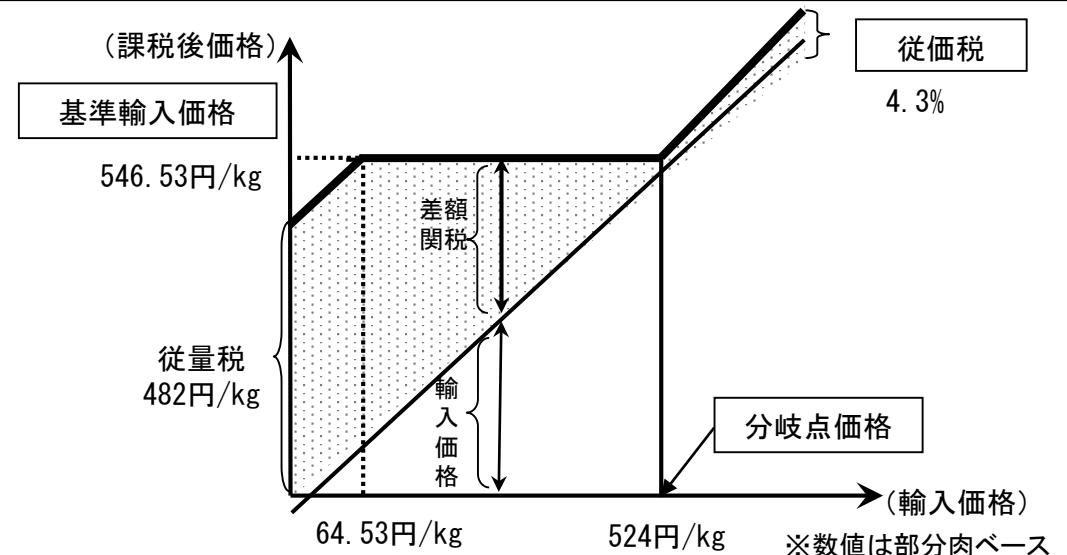
価格の推移(円/kg)					
年度	2010	2011	2012	2013	2014
国内価格	677	650	629	713	847
国際価格	525	525	526	529	556

(注)部分肉ベース
国内価格:省令価格(東京及び大阪の中央卸売市場における「極上・上」規格の加重平均値
国際価格:CIF平均単価

出典:食肉流通統計
貿易統計

【国境措置】

関税率 (国境措置の概要)
(差額関税制度)
・64.53円/kg $\geq$ 輸入価格の場合:482円/kg
・524円/kg $\geq$ 輸入価格の場合:546.53円と輸入価格の差額
・524円/kg $<$ 輸入価格の場合:4.3%



○ 豚肉の関税緊急措置

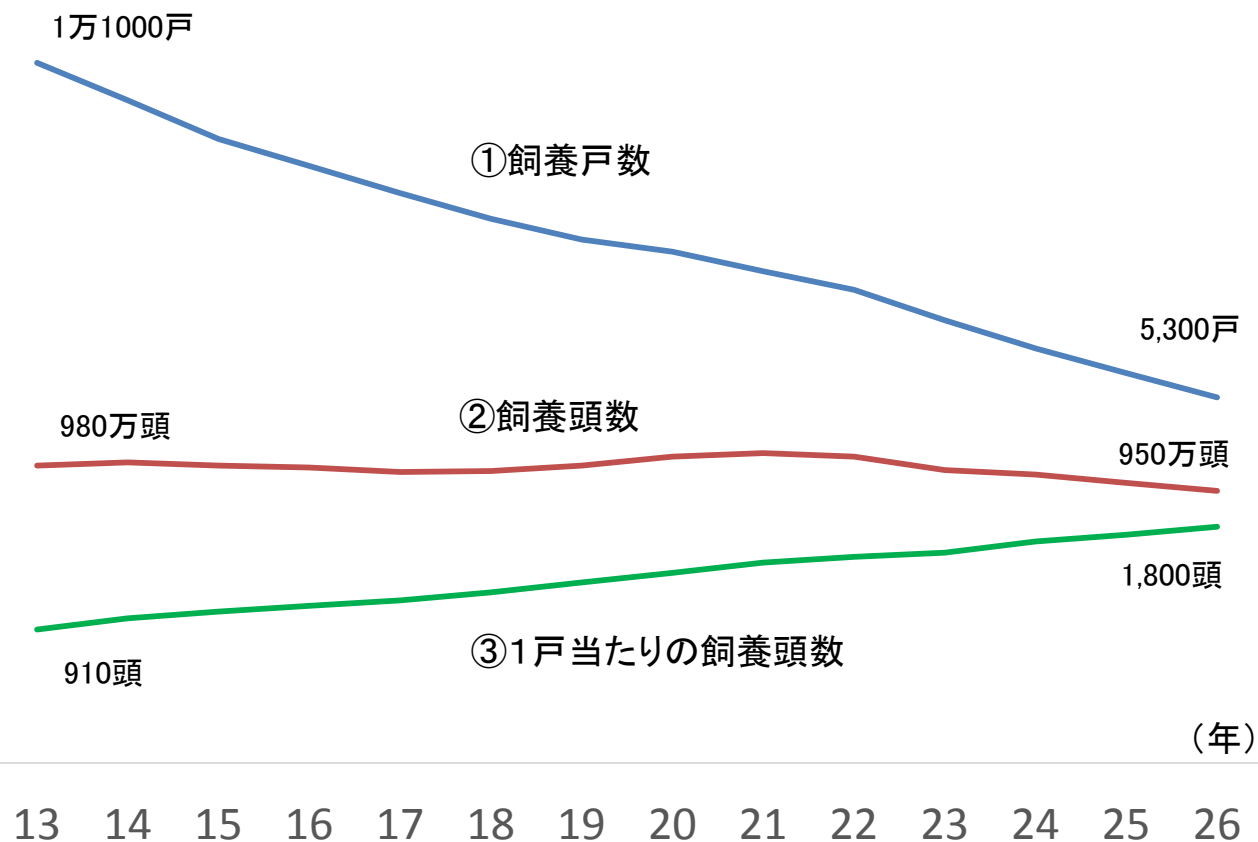
- ・ 輸入数量が一定水準を超えて急増した場合、基準輸入価格をWTO上の譲許水準(681.08円/kg)に戻す緊急措置が講じられる。
- ・ URにおいて関税化したことから、特別セーフガードの対象。

豚の飼養動向

①飼養戸数は、近年減少傾向で推移しており、13年間で約5割減少。
(13年:1万1000戸→26年:5,300戸)

②飼養頭数は、近年ほぼ横ばいで推移している。
(13年:980万頭→26年:950万頭)

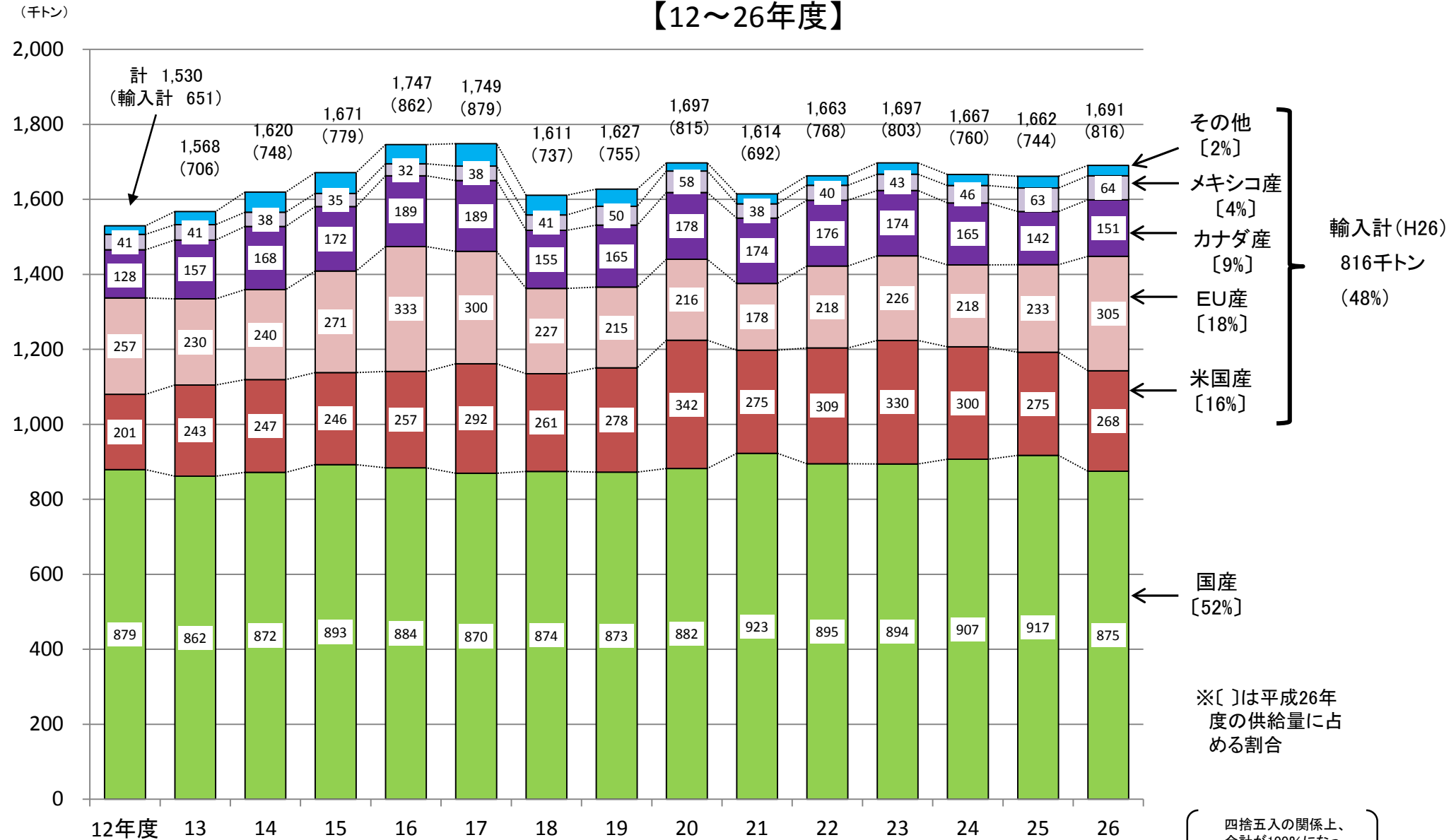
③1戸当たりの飼養頭数は着実に増加しており、13年間で約2倍の増加。
(13年:910頭→26年:1,800頭)



出典:農林水産省「食肉鶏卵をめぐる情勢」

豚肉の供給量

【12～26年度】

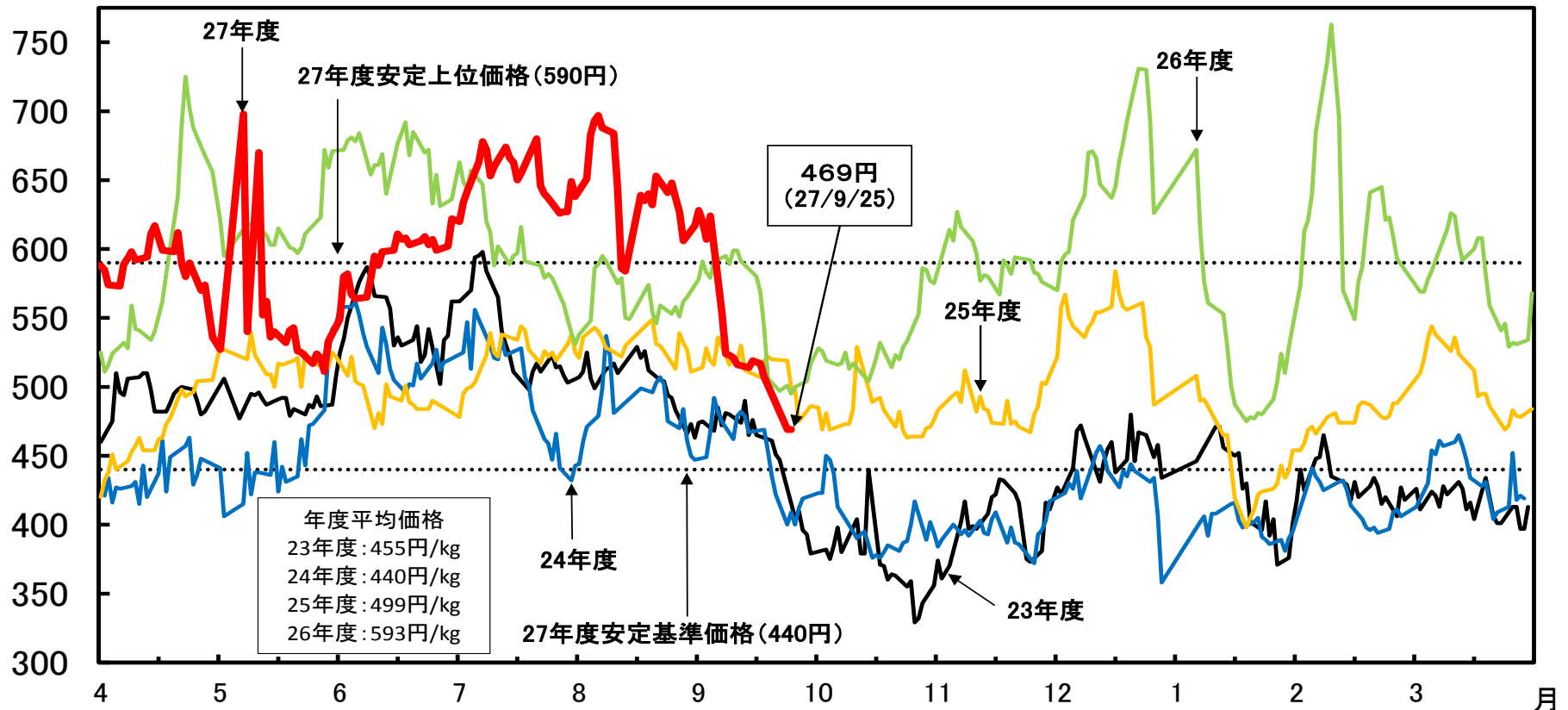


資料：農林水産省「畜産物流通統計」、財務省「日本貿易統計」
 注1：数量は、部分肉ベースの値であり、輸入調製品は含まれていない。

豚肉の価格動向

- 23年度は、9月から11月にかけて出荷頭数の増加により前年度を下回って推移したが、その後、例年並みに回復。
- 24年度は、概ね例年同様に推移したが、年度平均価格は出荷頭数の増加により前年度を下回った（前年比96.7%）。
- 25年度は、5月以降は低下傾向で推移し、7月以降は例年を上回って推移した。
- 26年度は、前年度の猛暑の影響、国内PED発生の影響等によって出荷頭数が減少したことから、例年を上回って高水準で推移した。
- 27年度も、概ね例年を上回って推移。

（円／kg） ※ 省令価格：東京及び大阪の中央卸売市場における「極上・上」規格の加重平均値



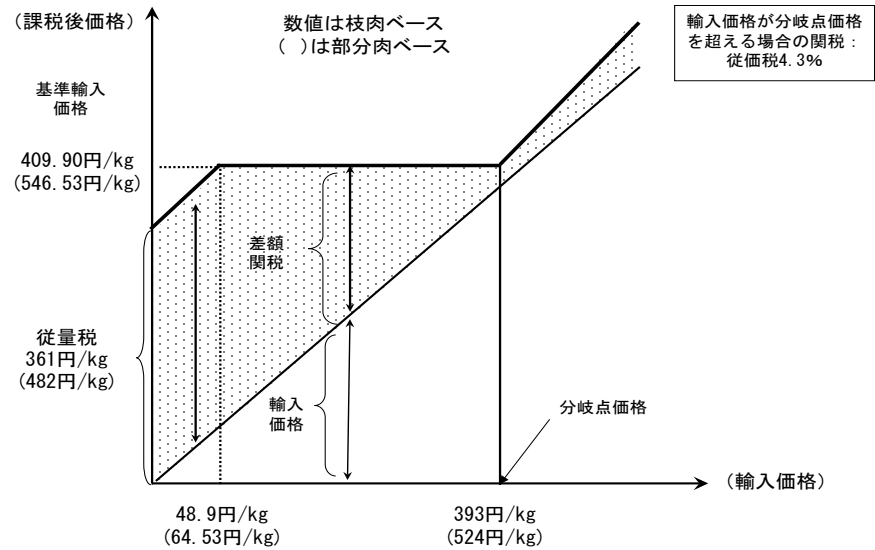
○ 豚肉に係る国境措置

- i) ウルグアイ・ラウンド農業交渉において、差額関税制度の機能を維持したが、基準輸入価格等について譲許水準からの引き下げを合意した。
- ii) 一方、その代償措置として、豚肉等について、各四半期末までの累計輸入量が発動基準数量（前3か年同期の平均輸入量の119%）を超えた場合、基準輸入価格が譲許水準に戻される緊急措置制度を導入した。

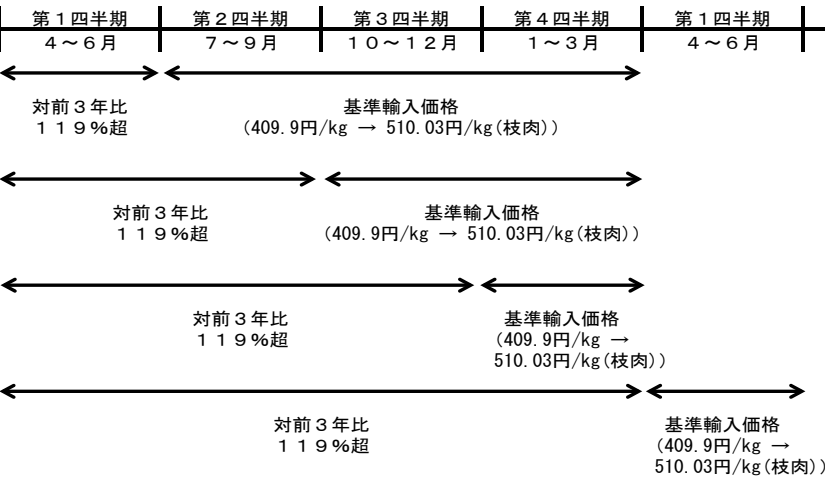
○ 豚肉の基準輸入価格及び従価税率

年 度 (西 暦)	平成6	7	8	9	10	11	12 ~ 27
	(1994)	(1995)	(1996)	(1997)	(1998)	(1999)	(2000~2015)
基準輸入価格	470.0	460.01	450.02	440.06	429.71	419.79	409.90
※数値は枝肉ベース ()は部分肉ベース	(626.67)	(613.34)	(600.03)	(586.76)	(572.95)	(559.73)	(546.53)
従価税率	5.0	4.9	4.8	4.7	4.5	4.4	4.3

○ 豚肉の関税制度



○ 緊急措置の発動例



(注) 実際の輸入と輸入統計公表までにタイムラグ（約1ヶ月）が存在するため、四半期当初からの発動とはならない場合がある。

差額関税制度の効果

豚肉の差額関税制度は、

・平均単価が分岐点価格524円/kgの豚肉が最も課税額が低くなる

ことが特徴です。

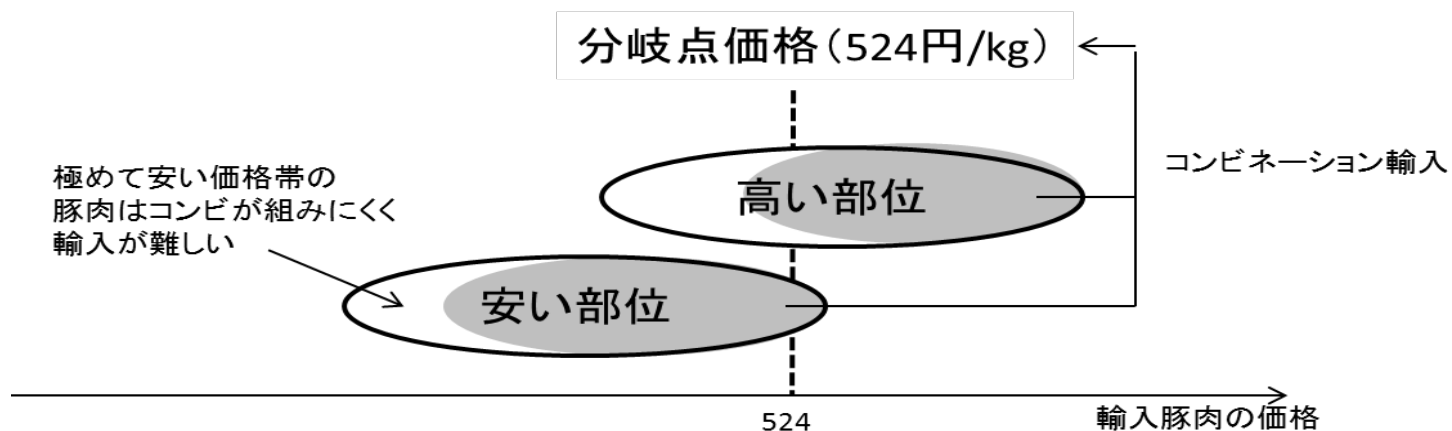
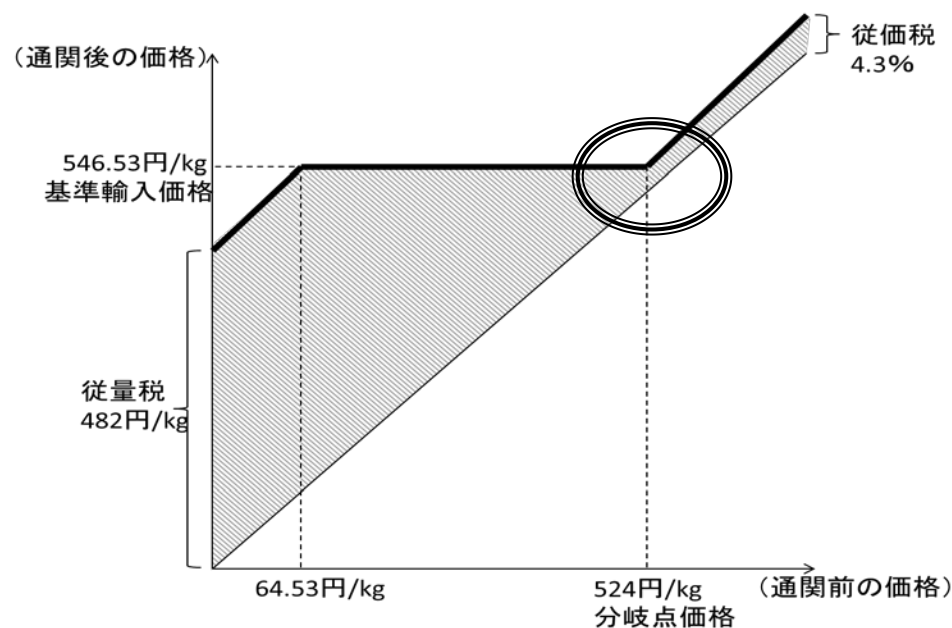
このため、安い部位と高い部位を組み合わせるコンビネーション輸入がほとんどです。

このように、差額関税制度下でも一定量の安い部位は輸入されていますが、コンビネーション輸入が行われることにより、

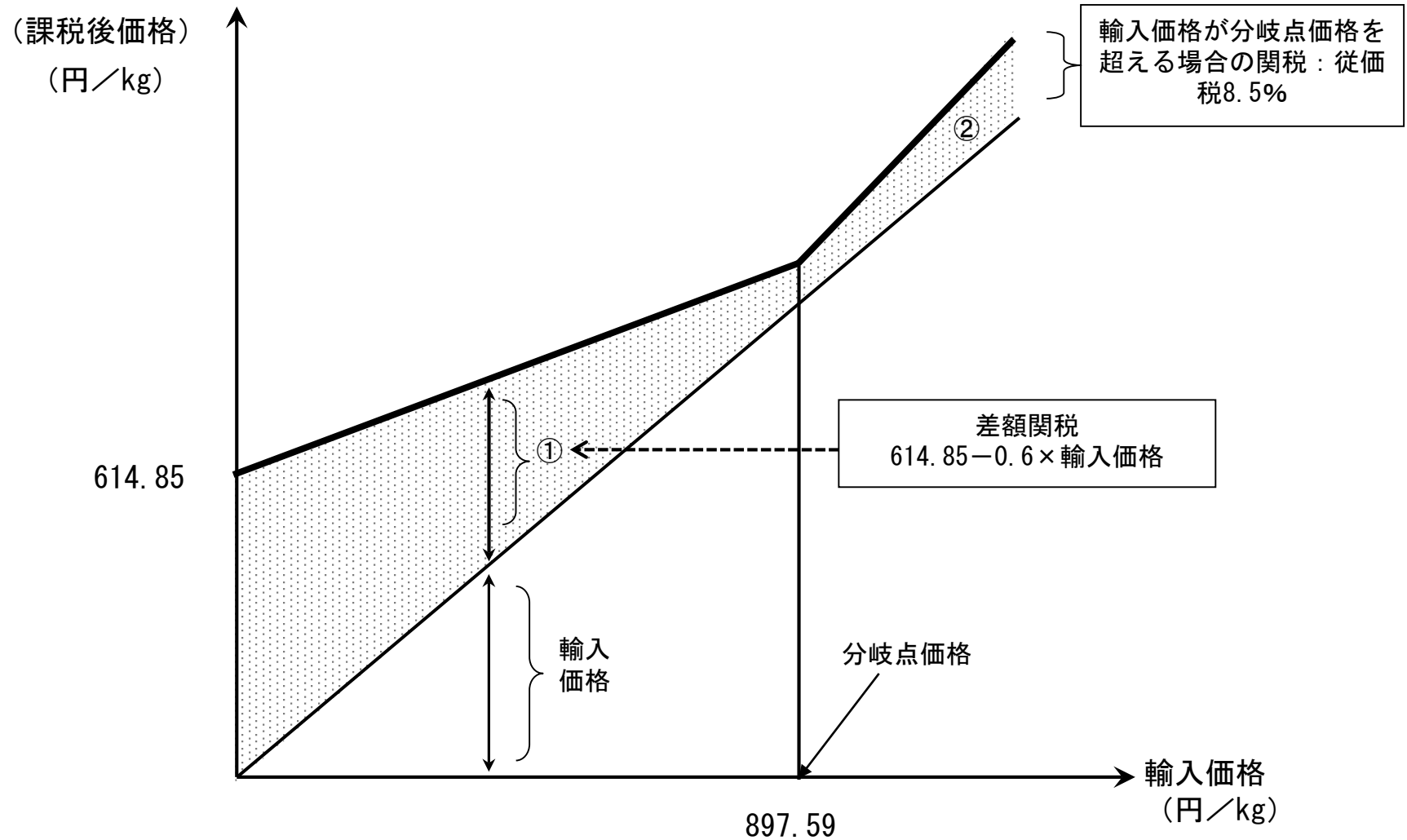
・安い部位の輸入量が抑制される

という効果があります。

差額関税制度については、食肉関係団体に対する厳格なコンプライアンス体制の確立・徹底を進め、税関当局と連携しつつ、引き続き適切に運用。



○ 加工品の差額関税制度(数値は平成12年度以降)



アジア地域の豚肉の輸入状況について

- 2002年の豚肉輸入は、我が国が78万トン、中国が35万トン、東南アジア地域では7万トン。
- この10年間で、中国や東南アジアの豚肉輸入は2倍以上に急増しており、2012年の我が国の輸入が横ばいの78万トンであるのに対し、中国は81万トン、東南アジアは14万トンまで増加。
- このように、我が国以外の豚肉需要が急激に伸び、関係者からは、いつまでも我が国が思うままに豚肉を輸入出来る環境になく、買い負けがおきるという声。このため、国内生産をしっかりと振興することが重要。

○ 近年のアジア地域の豚肉輸入動向

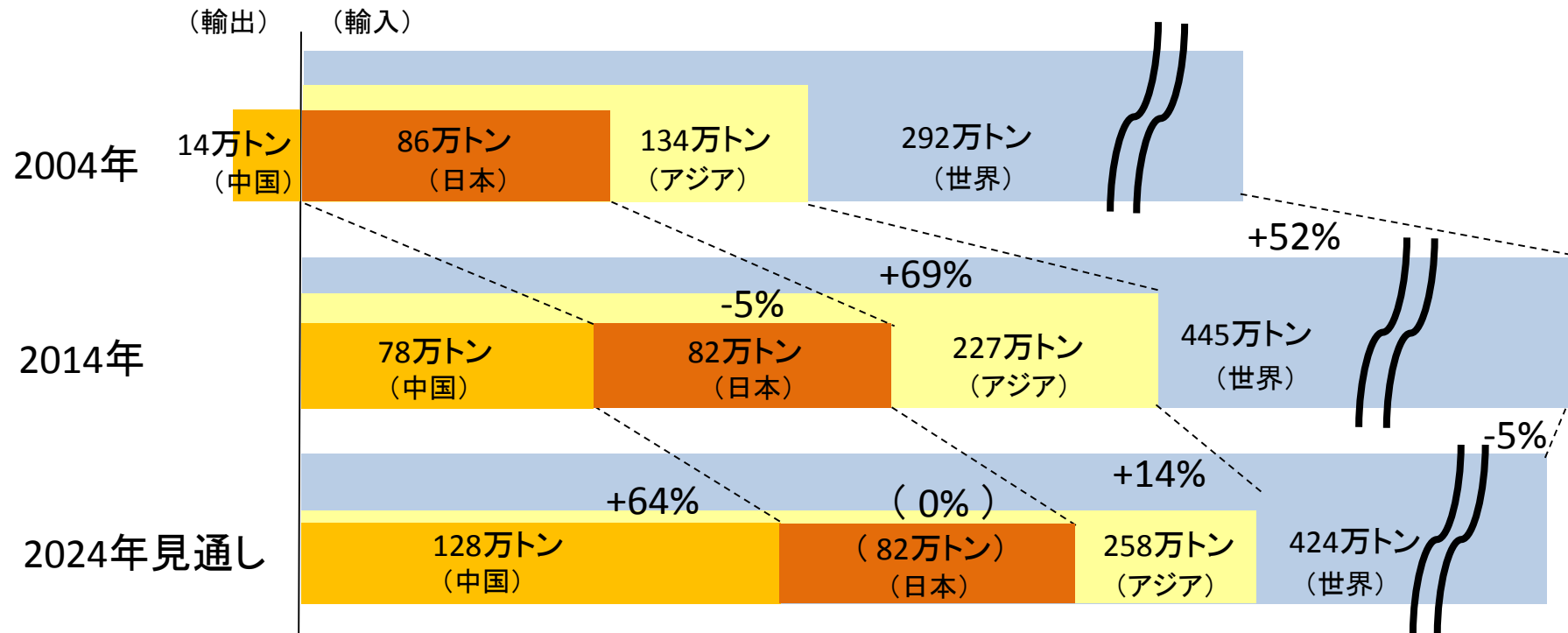
(単位: 万トン)

年	2002	2012	対2002比
日本	78	78	100%
中国	35	81	231%
東南アジア	7	14	205%

(出典)FAOSTAT

(参考)世界とアジア地域の豚肉の輸入状況について

- 2004年の世界の豚肉輸入は292万トン、うちアジア地域が134万トン、日本が86万トン。
- この10年間で、中国が14万トンの輸出国から78万トンの輸入国に転じ、アジアの豚肉輸入は1.7倍に急増し、2014年では我が国と中国で世界の輸入の4割を占める状況。(この間、我が国の輸入量は80万トン程度で横ばい)
- このように、我が国以外の豚肉需要が急激に伸び、関係者からは、いつまでも我が国が思うままに豚肉を輸入出来る環境になく、買い負けがおきるという声。このため、国内生産をしっかりと振興することが重要。
- 2024年の世界の豚肉輸入量は424万トン(2014年と比べて-5%)、うち中国が128万トンとの見通し。



(出典) USDA “Livestock and Poultry: World Markets and Trade” “Long-term Projections 2015.2” (部分肉ベースに換算)

財務省「日本貿易統計」

※ 本資料中の「アジア」は、2004年は日本、香港、韓国、台湾の計。2014年は、日本、中国、韓国、香港、フィリピン、シンガポールの計。

2024年は、日本、中国、香港、韓国の計。(USDA資料中の主要輸入国として明示されているアジアの国・地域を合算)

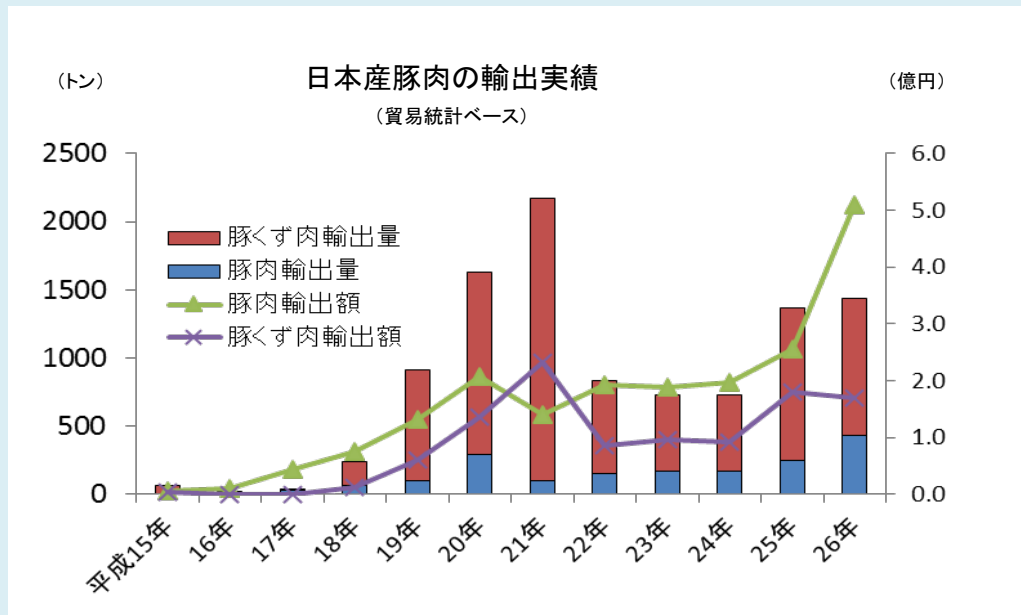
「中国」は、USDA資料中の中国、香港の計。

「世界」は、USDA資料中の主要豚肉輸入国の輸入量の合計。

「日本」は、日本貿易統計の数値(年度ベース)。なお、「日本」の2024年見通しは、2014年の輸入実績を据え置いたもの。

国産豚肉の輸出について

- 豚肉の輸出については、価格競争力がある豚くず肉（豚足等）を中心に、平成17年から21年にかけて増加傾向で推移していたところ。
- しかしながら、平成22年に口蹄疫が発生し、輸出が一時停止したこと等から輸出量は大きく減少。
- その後も原発事故の影響等により横ばいで推移してきたが、平成26年には輸出量が大きく拡大し、豚肉（くず肉を除く）の輸出額は過去最高を更新。
- 現在、欧米に対しては衛生条件が整っておらず輸出できないが、香港、マカオ、台湾、シンガポール、ベトナム、カンボジア、ドバイ等に輸出が可能であり、主要な輸出先は香港、シンガポール、マカオとなっている。



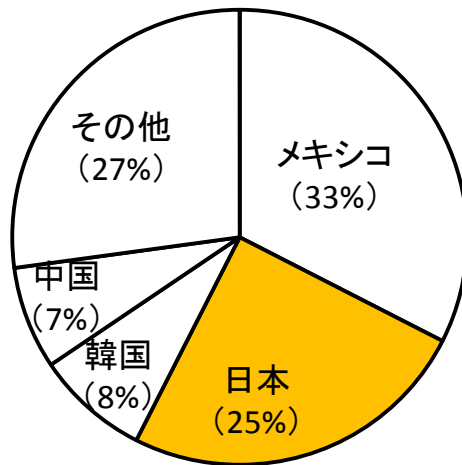
(豚肉)	衛生条件※	関税率	H26輸出量 (トン)	H26輸出額 (億円)
米国	協議中	0%	—	—
カナダ	なし	0%	—	—
メキシコ	なし	20%	—	—
チリ	なし	6%	—	—
ペルー	なし	6%	—	—
豪州	なし	0%	—	—
NZ	なし	5%	—	—
ベトナム	あり	冷蔵15% 冷凍15%	—	—
マレーシア	なし	0%	—	—
シンガポール	あり	0%	54.1	0.7
ブルネイ	なし	0%	—	—
TPP計			54.1	0.7
全世界			429.5	5.1

※平成27年7月21日現在での状況
※※日アセアンCEP適用

各国の豚肉輸出量について

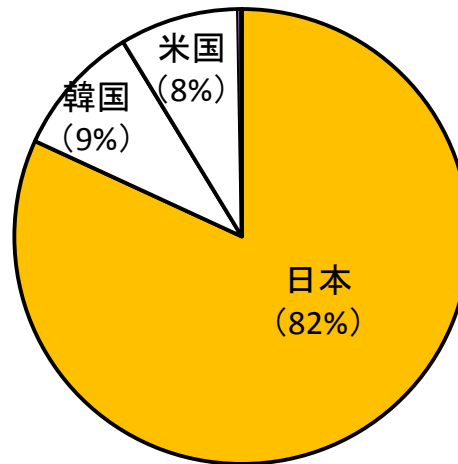
○ 我が国は、主要な豚肉輸出国の輸出先として、メキシコの第1位、米国及びカナダの第2位。(いずれも2014年)

米国



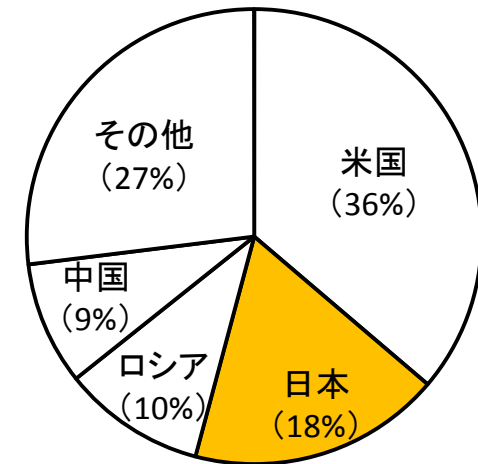
	輸出量(千トン)
対世界	1,477
メキシコ	481
日本	369
韓国	119
中国	108
その他	401

メキシコ



	輸出量(千トン)
対世界	89
日本	73
韓国	8
米国	8
カナダ	0.2
その他	0.04

カナダ



	輸出量(千トン)
対世界	880
米国	319
日本	158
ロシア	87
中国	77
その他	238

出典: Global Trade Atlas

他国のFTA等の交渉結果(豚肉)

輸出国 輸入国	米国	カナダ	豪州
韓国	冷蔵: 22.5%→10年目 撤廃 (SGあり、11年目に廃止) その他: 22.5-25%→3年目 撤廃	骨付き肉: 22.5-25%→5年目 撤廃 骨なし肉: 22.5-25%→13年目 撤廃 (SGあり、14年目に廃止)	冷蔵: 22.5%→5～15年目 撤廃 その他: 一部を除き基本税率維持
中国	—	—	20%→4年目 撤廃
日本	—	—	関税割当 従価税部分を 4.3%→2.2%

豚肉関連製品の具体例

関税率 20%

串カツ(衣付き)



シーズンドポーク
(胡椒入り細切れ肉)



(関税番号)

160241090
160242090
160249290

輸入量 17万トン
(TPP国シェア 78%)
輸入単価 419円/kg

差額関税

生ハム



ハム・ベーコン



(関税番号) 021011010 021011020 021012010
021012020 021019010 021019020 021099011
021099019 160241011 160241019 160242011
160242019 160249210 160249220

輸入量 1万トン
(TPP国シェア 20%)
輸入単価 1,359円/kg

関税率 8.5%

内臓



(関税番号)

020630091
020641090
020649091

輸入量 2.3万トン
(TPP国シェア 90%)
輸入単価 372円/kg

関税率 10%

ソーセージ



(関税番号)

160100000

輸入量 4.5万トン
(TPP国シェア 24%)
輸入単価 563円/kg

豚肉調製品の合意内容等について

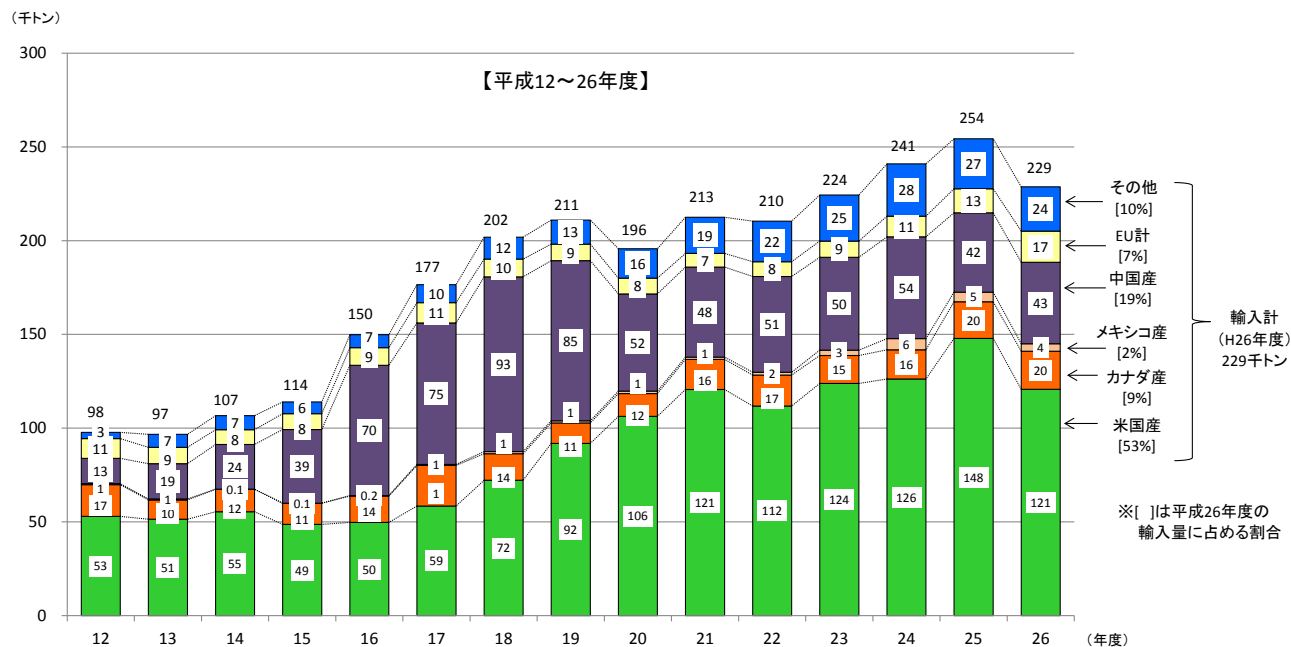
(合意内容)

【ハム・ベーコン等差額関税の品目】 現行関税を、初年度▲50%とし、以降毎年段階的に削減し、11年目に撤廃。(セーフガード有り)

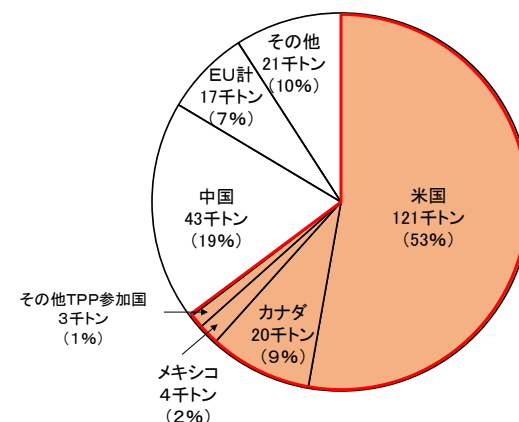
【ソーセージ等差額関税でない品目】 現行10～20%の関税を、毎年同じ割合で削減し、6年目に撤廃。

(需給状況)

- 豚肉調製品の輸入量は、増加傾向で推移しており、米国からの輸入が半分以上を占めている現状。
- 平成26年度において、TPP参加国からの輸入量は全輸入量の65%
- 日本国内で生産される豚肉調製品は、原料は主として輸入豚肉。このため、仮に豚肉調製品の輸入が増えても、輸入豚肉を原料とする国内産の豚肉調製品の生産が減少することにより、国産豚肉への影響は限定されると考えられる。



平成26年度TPP参加国計
148千トン(65%)



資料:財務省「日本貿易統計」
注:EU計は、現在の加盟国28カ国の合計値。

※豚肉調製品は、餃子の具等の調製品、ハム・ベーコン類、ソーセージ類等を含む。

※(参考:豚肉調製品の関税)

生ハム、ハム・ベーコン類:差額関税、餃子の具等の調製品:従価税20%、ソーセージ類:従価税10%

豚内臓等の合意内容等について

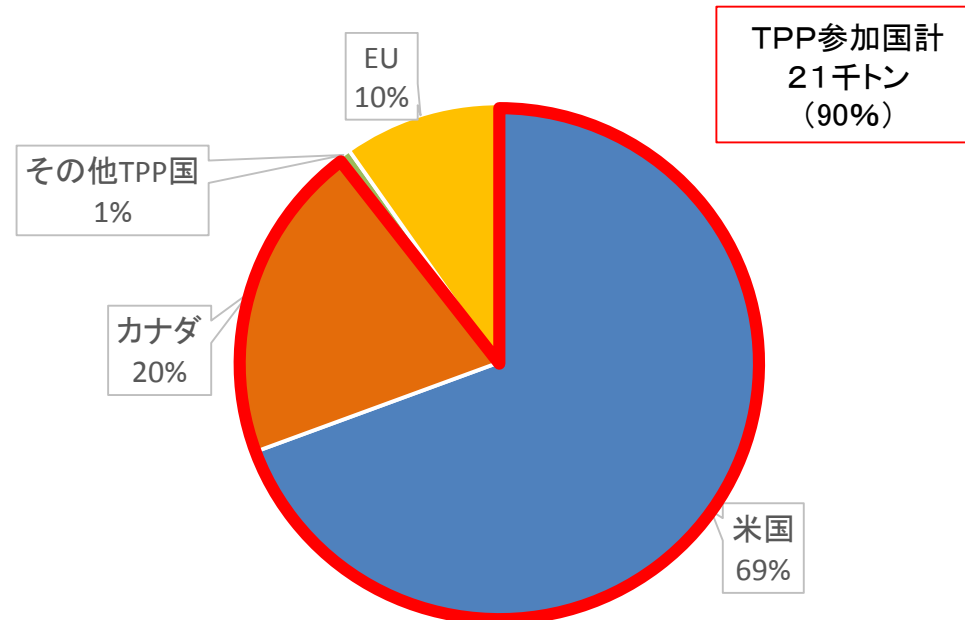
（合意内容）

- 【冷蔵】 現行8.5%の関税を、毎年同じ割合で削減し、11年目に撤廃。
- 【冷凍・肝臓以外】 現行8.5%の関税を、初年度▲50%とし、以降毎年同じ割合で削減し、8年目に撤廃。
- 【冷凍の肝臓】 現行8.5%の関税を、毎年同じ割合で削減し、11年目に撤廃。
- （胃、腸などのいわゆる白モツは、現行の関税率が既に無税）

（需給状況）

- 輸入される豚内臓等は、ほとんど全てが冷凍の豚のタンとのこと。
- 主として冷蔵で流通する国産の豚タンと比べ、鮮度の差がある。
- 豚タンの供給量の大半を輸入で占めており、国産だけでは需要に対応できていない状況。

平成26年度 豚内臓等輸入量 23千トン



平成26年度 豚タン国内供給量 30千トン
（うち、輸入23千トン、国産7千トン）
国産の割合 約23%
（出典：農林水産省調べ）

養豚経営安定対策事業の概要

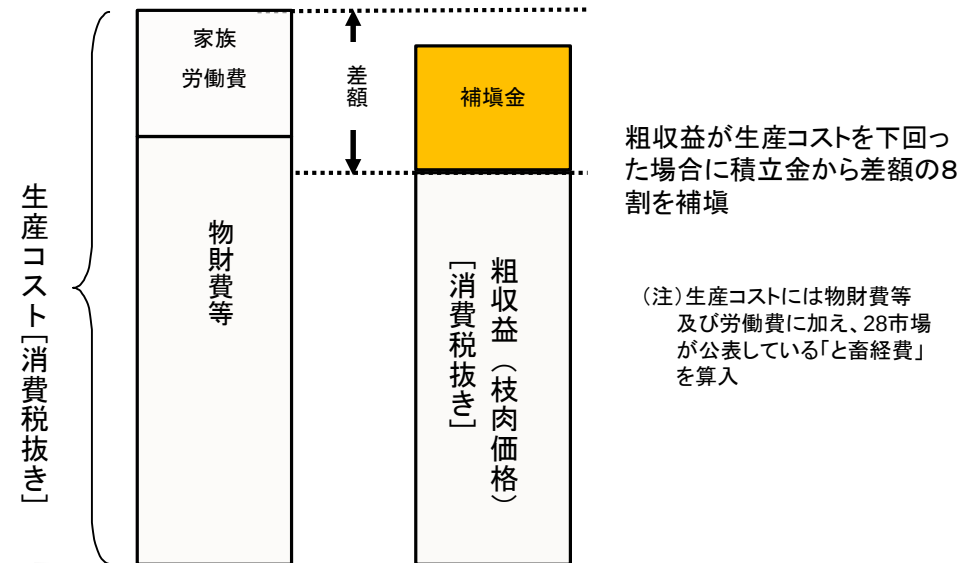
- ・ 養豚経営の安定を図るため、粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填。粗収益と生産コストは四半期終了時に計算。当該四半期に発動がなかった場合は、次の四半期に通算して計算。
（平成22～24年度は、四半期ごとに枝肉価格と保証基準価格の差額の8割を補填。）
- ・ 平成25年度より、一部推計値を用いて概算払を実施。

《事業の内容》

- ① 積立割合 生産者：国＝1：1
- ② 補填割合 粗収益と生産コストとの差額分の8割
- ③ 対象者 養豚経営者（耕畜連携、エコフィードの活用等の取組に努めようとする者（大企業は除く））

《1頭当たり積立金》 《うち生産者負担金》
27年度 1,400円／頭 （ 700円／頭 ）

《27年度所要額》 100億円



平成23～27年度補填金単価（単位：円／頭）

	平成23年度		平成24年度				平成25年度	平成26年度	平成27年度
	第1～3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1～4四半期	第1～4四半期	第1四半期
補填金単価	610	3,810	1,230	120	4,310	4,250	発動なし	発動なし	発動なし

牛乳・乳製品

- 従来、輸入数量制限を適用していたバター、脱脂粉乳等の主要乳製品については、ウルグアイ・ラウンド合意を受けて、平成7年(1995年)度から全て関税化。
- ① 関税化した乳製品については、基準期間の輸入実績等を基に、現行アクセス数量として、国家貿易枠及び民間貿易の関税割当枠を設定。枠内税率は低水準の関税(一次税率)を適用。
- ② 枠外輸入については、高水準の関税(二次税率)を適用。
- ウルグアイ・ラウンド前から自由化されていたチーズ等は、20～40%程度の関税水準。

【生産量】

国内生乳生産量		主な生産地(2013年度)		
7,447千トン (生産量シェア)		北海道 (52%)	関東 (16%)	九州 (9%)
飲用牛乳等向け	3,802千トン	北海道 (20%)	関東 (26%)	九州 (14%)
脱脂粉乳・バター等向け	1,605千トン	北海道 (82%)	関東 (7%)	九州 (5%)
生クリーム等向け	1,302千トン	北海道 (92%)	九州 (3%)	関東 (2%)
チーズ向け	478千トン	北海道 (99%)	東北 (0.7%)	東海 (0.4%)

(注)国内生産量の内訳は、指定団体への販売実績等であり、生産量合計とは合致しない
出典：牛乳乳製品統計等

【輸入量】

輸入量 ※1		主な輸入先(2013年度)		
4,058千トン (輸入量シェア)		豪州 (31%)	NZ (24%)	EU (16%)
脱脂粉乳	61千トン	NZ (71%)	豪州 (15%)	米国 (6%)
バター	55千トン	NZ (68%)	EU (18%)	豪州 (9%)
ホエイ ※2	114千トン	EU (45%)	豪州 (24%)	米国 (18%)
チーズ	2,895千トン	豪州 (39%)	NZ (27%)	米国 (15%)

(注)※1 数量は、生乳換算ベース

※2 ホエイとはチーズの副産物。(生乳からカード(チーズ)を取り除いて残った液を乾燥させたもの)

出典：貿易統計

【価格】

価格の推移(円/kg)						
		2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
国内 価格	脱脂粉乳	558	570	591	600	619
	バター	1,004	1,063	1,150	1,178	1,208
国際 価格	脱脂粉乳	288	326	314	421	426
	バター	423	441	280	470	464

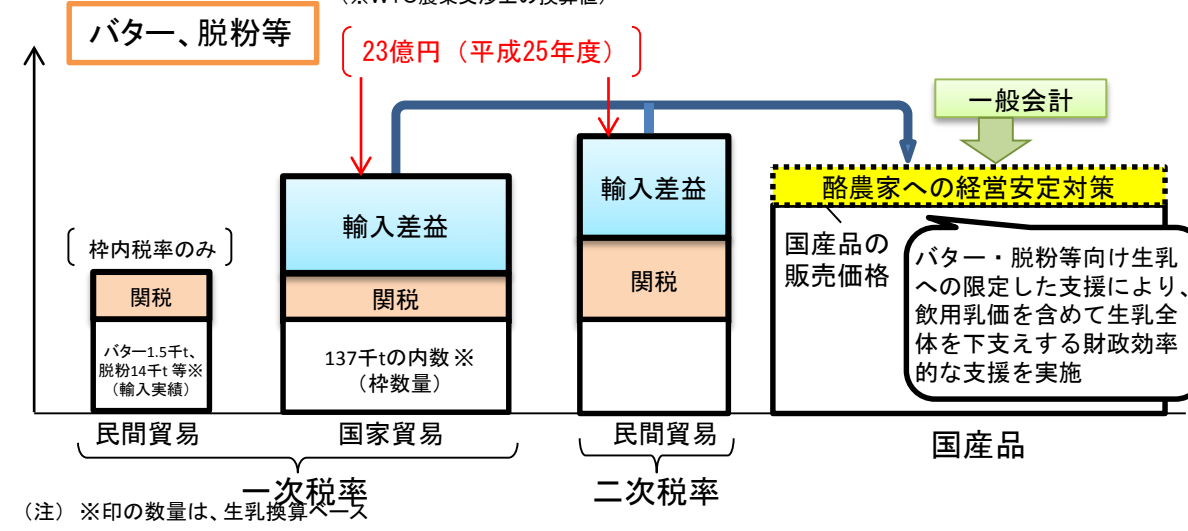
国内価格：牛乳乳製品課調べ

国際価格：CIF価格(貿易統計における平均単価)

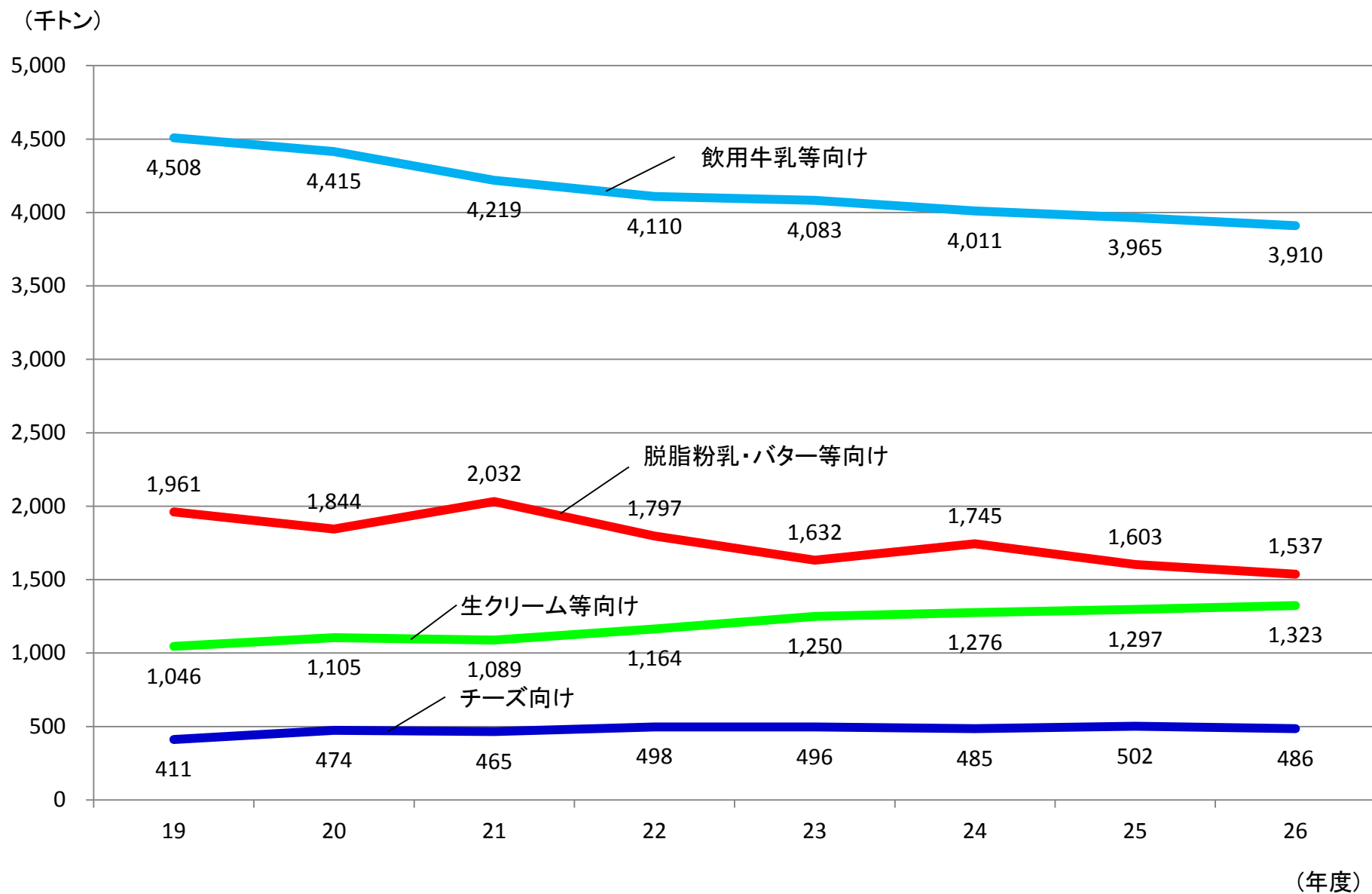
【国境措置】

品目	関税率 (〔 〕は従量税換算値)		輸入差益	国境措置の概要
	一次税率	二次税率		
バター	国貨：35% 民貨：35%	29.8%+985円/kg 〔360%〕* 29.8%+1,159円/kg	上限806円/kg 上限949円/kg	主要乳製品について、関税割当制度及び国家貿易制度により国内需要への影響を緩和
脱脂粉乳	国貨：25%、35% 民貨：無税、25%、35%、	396円/kg(学校給食用等) 425円/kg(学校給食用等) 21.3%+396円/kg 〔218%〕* 29.8%+425円/kg 等	上限304円/kg 上限326円/kg	
ホエイ	国貨：25%、35% 民貨：無税、10%、25%、35%	29.8%+425円/kg 29.8%+687円/kg	上限326円/kg 上限552円/kg	
乳製品 調製品	民貨：12～35%	29.8%+400円/kg 29.8%+679円/kg 29.8%+1,156円/kg 等	—	
チーズ	国産との抱合せを条件に無税	29.8%	—	プロセスチーズ原料用として、国産チーズ1に対し2.5の割合での輸入を条件とすることで、国内需要への影響を緩和

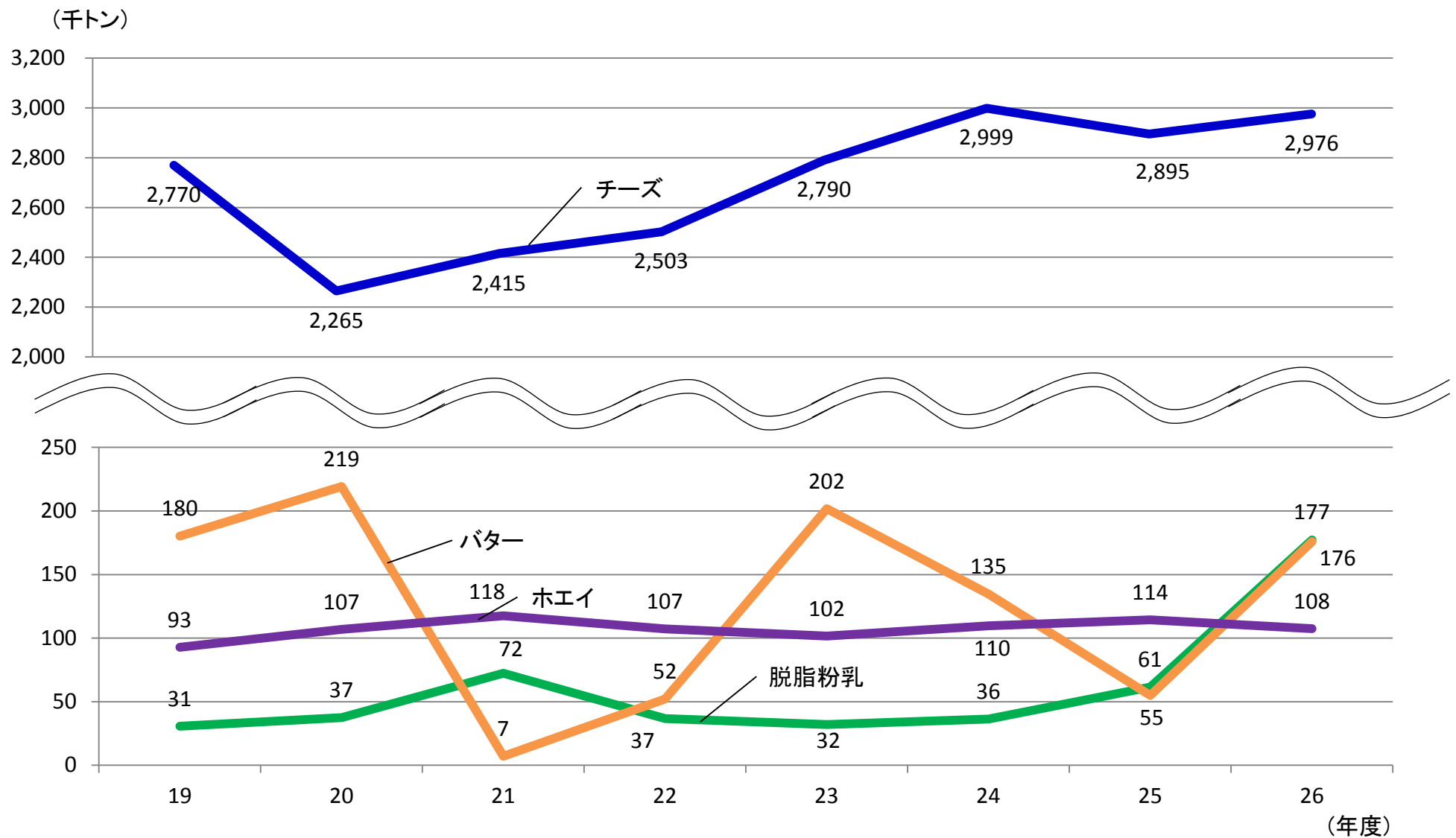
(※WTO農業交渉上の換算値)



生乳生産量の推移

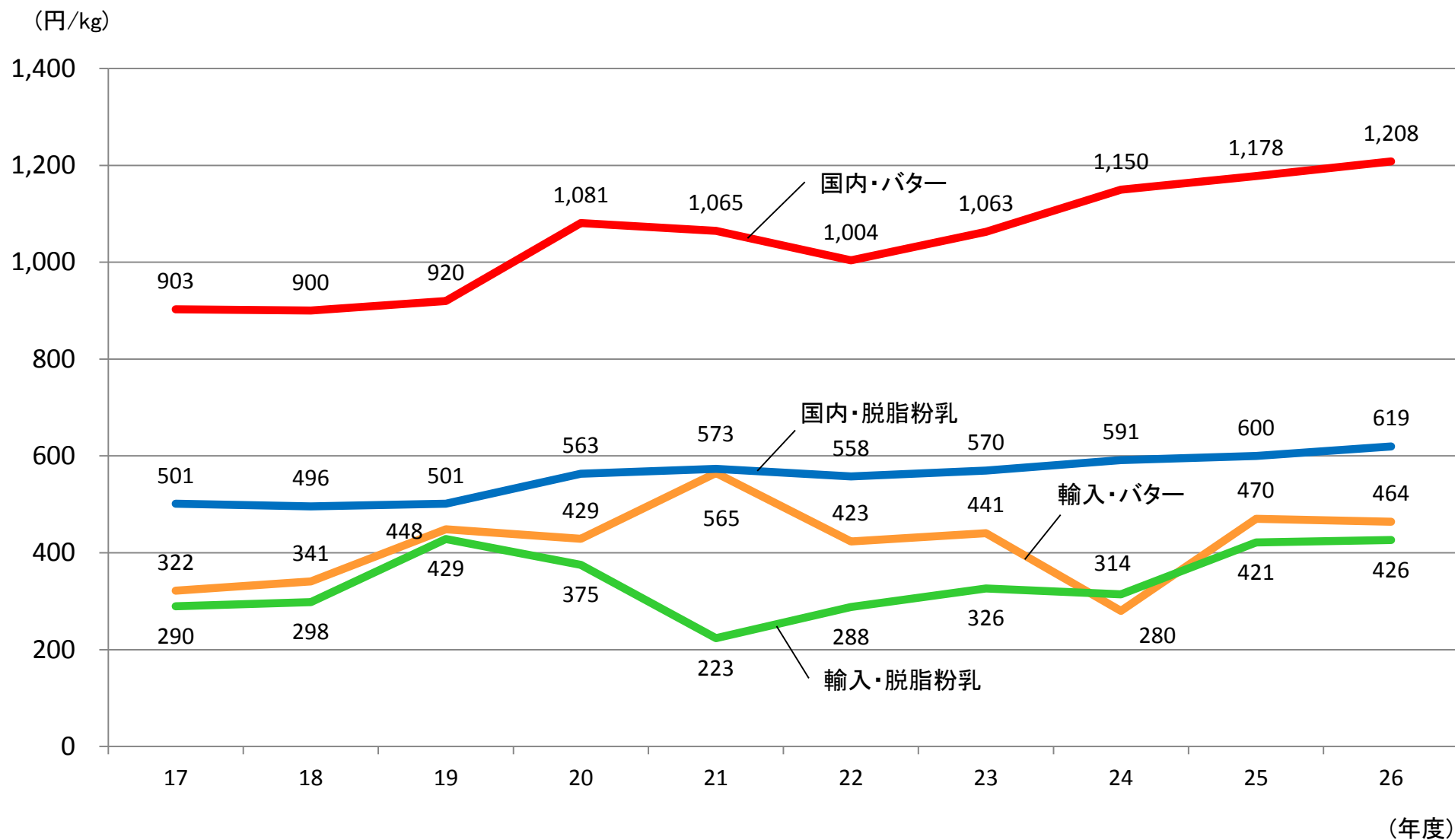


乳製品の輸入量の推移



(※数量は、生乳換算ベース)

乳製品の価格の推移



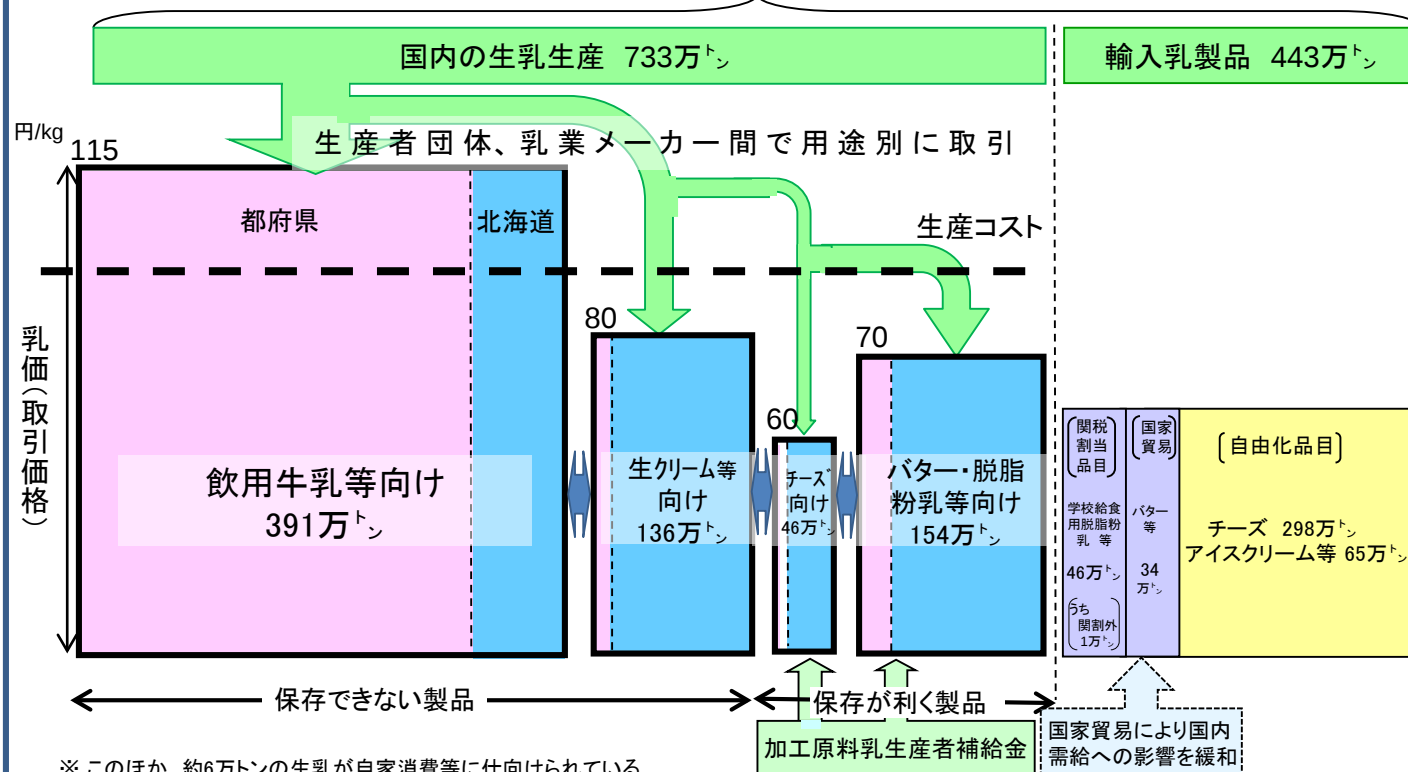
(※輸入価格は、CIF価格(貿易統計における平均単価))

生乳需給の構造

- 生乳の生産・需要は、天候の変動(冷夏や猛暑)等の影響により不安定になりやすいため、保全性の高いバターや脱脂粉乳を用いて需給調整を行っている。
- バター・脱脂粉乳は可逆性が非常に高く、この2つの乳製品でほぼ全ての牛乳・乳製品の生産が可能であるため、バター・脱脂粉乳の無秩序な輸入は、飲用牛乳を含む乳製品全体に悪影響を及ぼすことから、これらの輸入は国家貿易できめ細かく管理。
- 輸入品と競合しない飲用牛乳向け生乳(都府県中心)は、価格が生産コストを上回っており、需要に応じた生産による需給安定が課題。
- 乳製品(バター・脱脂粉乳・チーズなど)向け生乳(北海道中心)は、輸入品との競合に晒されるため支援が必要。
- このため、現行の制度は、乳製品向け生乳を対象を絞り、交付対象数量を設けて補給金等を交付することにより、生乳需給全体の安定を図り、全国の酪農家の経営安定を図っているところ。

生乳需給の構造

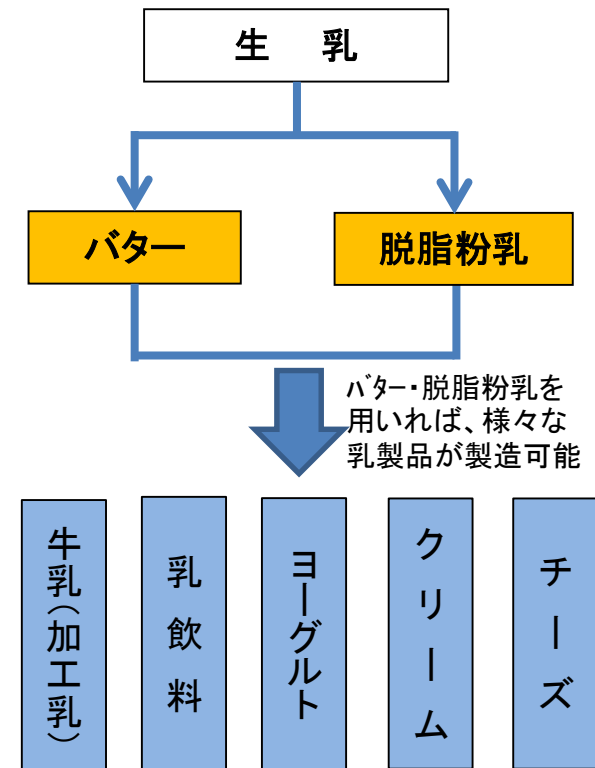
26年度総供給量1,172万トン(速報値)(生乳換算)



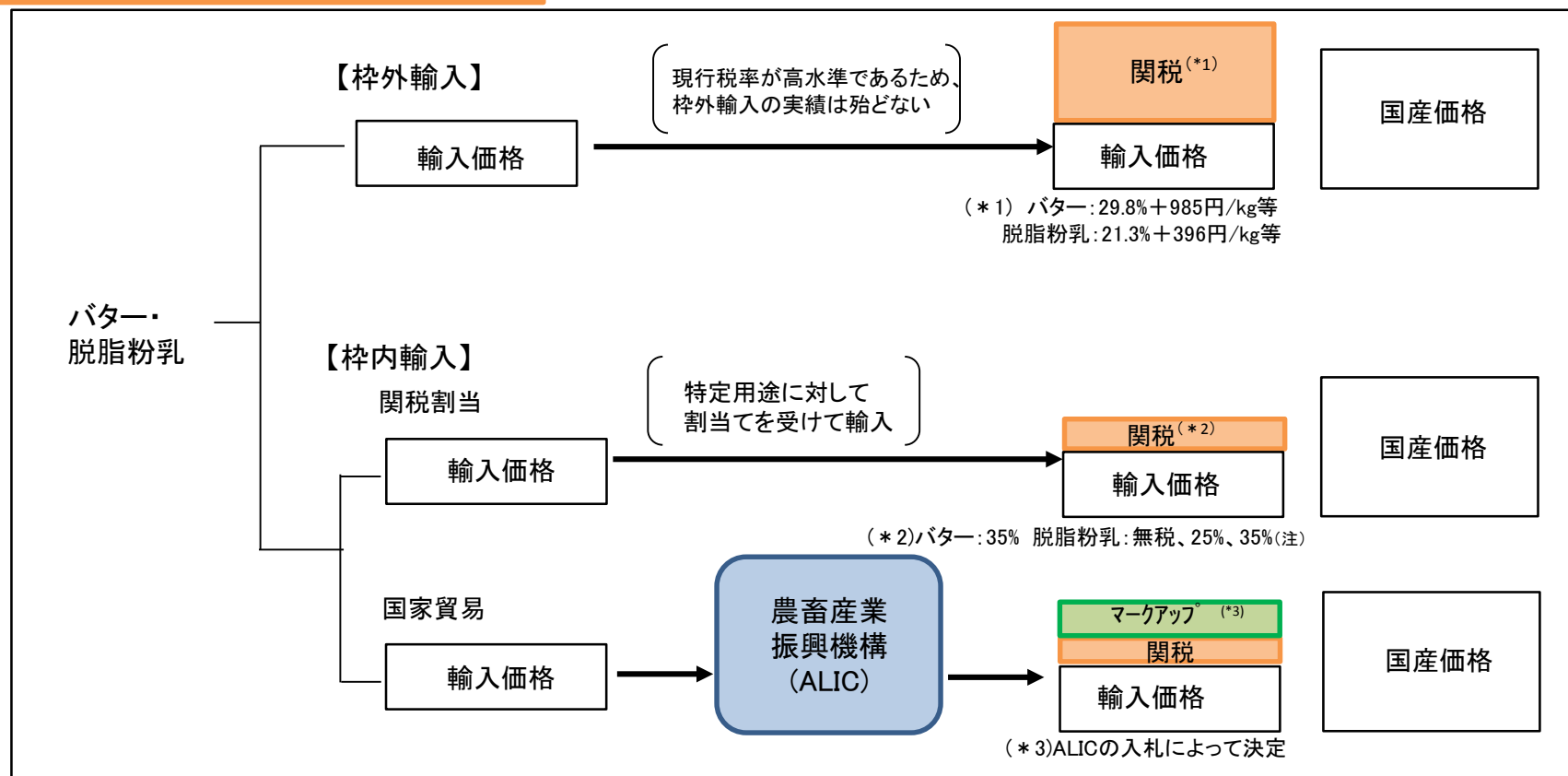
※ このほか、約6万トンの生乳が自家消費等に仕向けられている
 ※ 用途別の乳価(取引価格)は、26年度の各用途の代表的な水準を示したもの

※ 輸入数量は飼料用を除く

バター・脱脂粉乳の可逆性



バター・脱脂粉乳の輸入制度



バター・脱脂粉乳の国内生産量・輸入量(生乳換算)

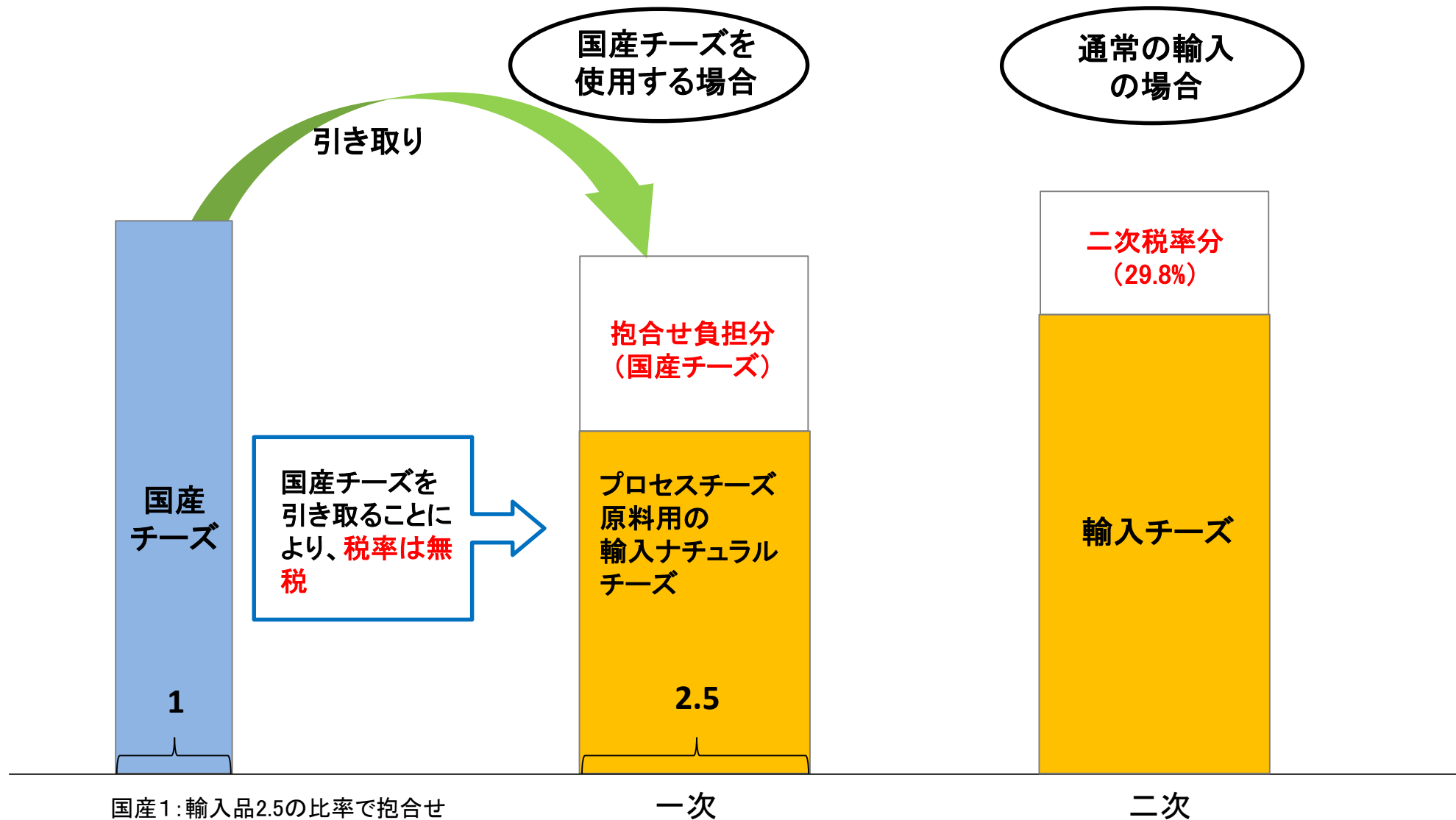
国内生産量(*1) (平成26年度)	輸入量(国家貿易)		カレントアクセス(*2)		追加輸入(*3) (平成26年度)		追加輸入(*3) (平成27年度)	
			総計		総計		総計	
153.7万吨	29.5万吨	TPP参加国	7.9万吨		15.2万吨		11.5万吨	
			〔NZ 3.7万吨〕		〔NZ 13.2万吨〕		〔NZ 10.4万吨〕	
			〔豪州 1.7万吨〕		〔豪州 1.8万吨〕		〔豪州 0.5万吨〕	
			〔米国 2.5万吨〕		〔米国 0.2万吨〕		〔米国 0.6万吨〕	
		EUその他	2.8万吨		3.6万吨		4.1万吨	
		小計	10.6万吨		18.8万吨		15.6万吨	

注: 輸入量はALICの契約ベース

*1: バター・脱脂粉乳のほか、全粉乳、れん乳等向けを含む *2: WTO約束数量

*3: バター・脱脂粉乳の不足時に行われる追加的な輸入

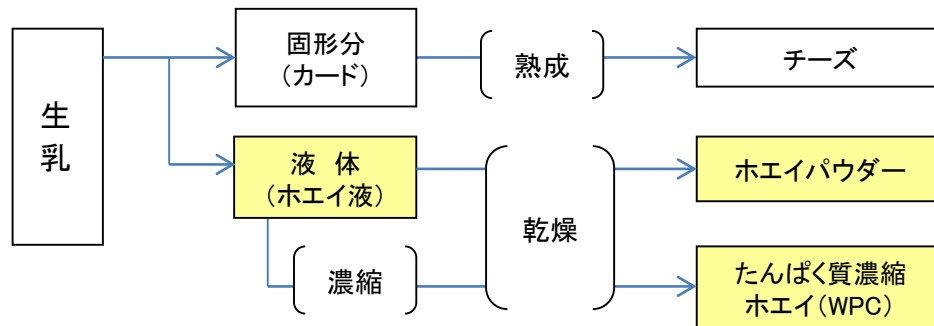
プロセスチーズ原料用
チーズの関税割当(抱合せ)制度



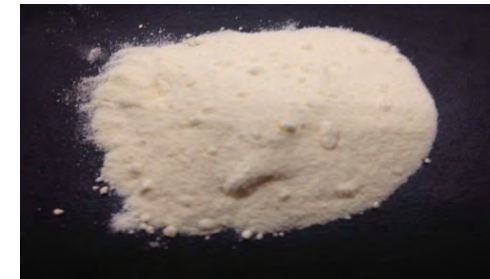
ホエイとは

- ホエイは、チーズ製造の際に発生する副産物。原材料として食品に活用。
- また、ホエイの中には、乳たんぱく質を濃縮させた、たんぱく質濃縮ホエイ(WPC)という製品も存在。

【ホエイの生成過程】



ホエイパウダー



【ホエイと脱脂粉乳の成分比較】

	脱脂粉乳	ホエイ	
		ホエイパウダー	WPC34
たんぱく質含有量	たんぱく質含有量 34% (カゼインたんぱく質(80%) ホエイたんぱく質(20%))	たんぱく質含有量 11-15% (ホエイたんぱく質)	たんぱく質含有量 34-36% (ホエイたんぱく質)
色	白色、溶かしても白色	白色、溶かしたら透明	
風味	乳風味	乳風味だが、脱脂粉乳とは異なる	

【ホエイの国内生産量】

2万2千トン

データ: ALIC調査、25年度

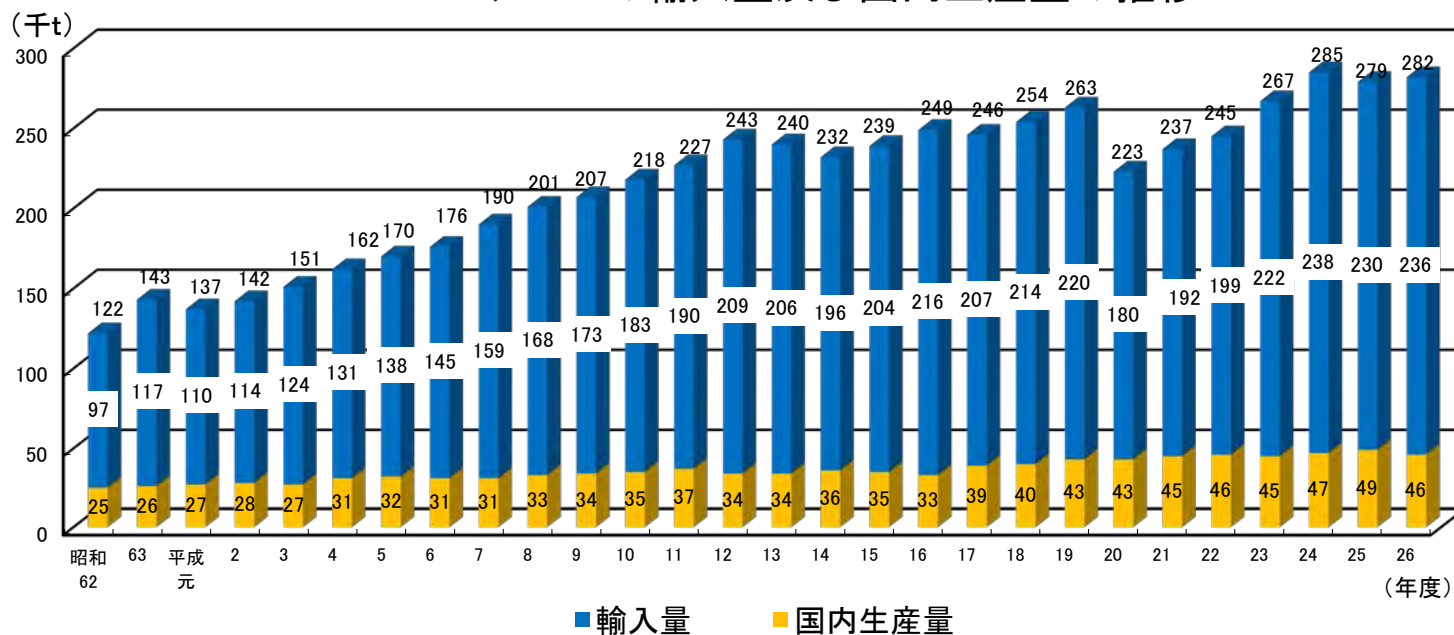
【主な用途】

乳飲料、パン、菓子、デザート等、育児用調製粉乳、
プロテイン等栄養食品 等

我が国のチーズの消費量

- チーズの輸入量は、景気の落ち込み等により減少した年もあるものの、総じて、右肩上がりで伸びてきており、平成24年度に過去最高の23万8千トンとなり、その後もほぼ横ばいで推移。
- チーズの国内生産量も、おおむね増加傾向で推移。平成25年度に過去最高の4万9千トンとなったものの、生乳生産の減少等に伴い、平成26年度はやや減少。
- 我が国のチーズ消費量は、他国の水準と比べれば依然として低い水準にあることから、今後も堅調な伸びが見込まれる。

チーズの輸入量及び国内生産量の推移



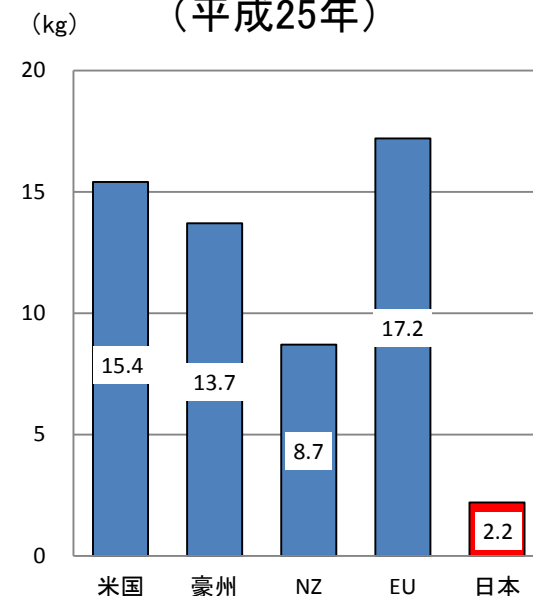
※国内生産量はナチュラルチーズベース

ナチュラルチーズ：昭和26年から輸入自由化

プロセスチーズ：昭和63年の日米合意を受けて平成元年から自由化

資料：農林水産省「食料需給表」、「チーズの需給表」、IDF「世界の酪農状況」

1人当たりチーズ消費量 (平成25年)



チーズの種類

フレッシュチーズ

【概要】

ナチュラルチーズのうち、製造後すぐに消費可能な熟成していないチーズであり、以下のものを含む。

- ・モッツアレラ、クリームチーズ、
カッテージ、マスカルポーネ 等

【主な用途】

直接消費用
シュレッドチーズ用(モッツアレラ)



モッツアレラ



クリーム
チーズ

シュレッドチーズ

【概要】

チーズを短冊状又は繊維状に裁断したもの。



【主な用途】

ピザをはじめとする様々な料理に使用

ブルーチーズ

【概要】

青カビによって熟成させたナチュラルチーズ。我が国で流通しているブルーチーズの殆どはEU産。

- ・ロックフォール、ゴルゴンゾーラ、
スティルトン 等

【主な用途】

直接消費用



ゴルゴンゾーラ

おろし及び粉チーズ

【概要】

チーズを粉砕又はおろしたもの。



【主な用途】

パスタ、グラタン等への風味付け

その他チーズ(熟成チーズ)

【概要】

ナチュラルチーズのうち、ブルーチーズ以外の熟成させたチーズであり、以下のものを含む。

- ・チェダー、ゴーダ、カマンベール、
パルミジャーノ・レジャーノ 等

【主な用途】

直接消費用
プロセスチーズ、シュレッドチーズ原料用



ゴーダ



カマンベール

プロセスチーズ

【概要】

ナチュラルチーズを粉砕、溶解及び乳化させたもの。

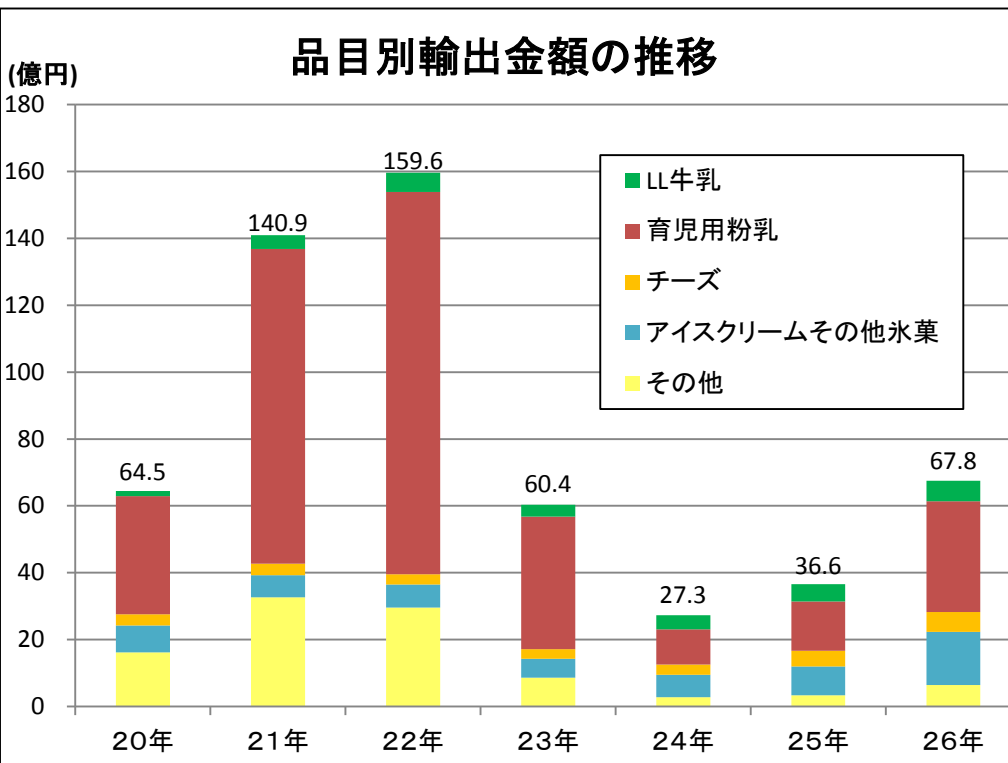


【主な用途】

直接消費用

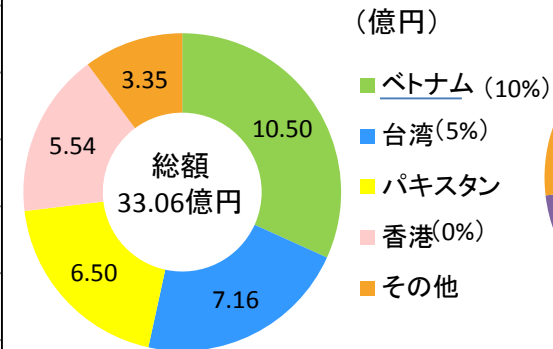
牛乳乳製品の輸出

- 牛乳乳製品の中で、最も輸出金額の大きい品目は育児用粉乳。主な輸出先は、ベトナム、台湾、パキスタン、香港等。
- 平成23年の原発事故の発生に伴い、輸出は大きく減少したが、最近は回復傾向で推移。

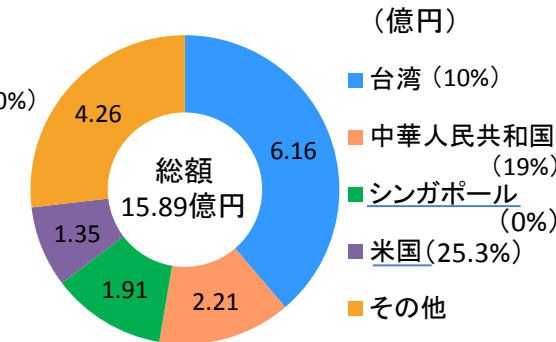


主要品目の国別輸出額(平成26年(2014年))

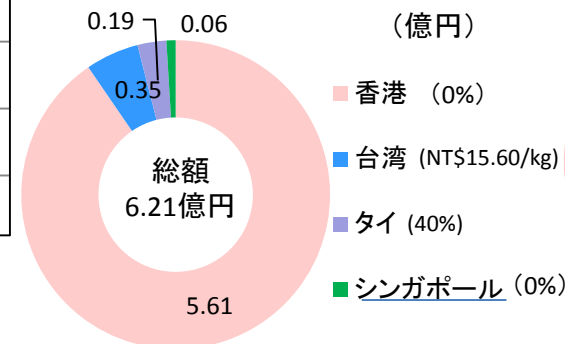
育児用粉乳



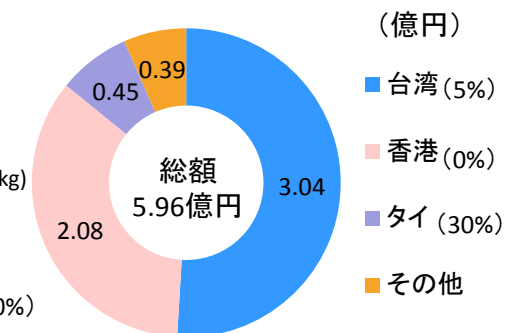
アイスクリームその他氷菓



LL牛乳



チーズ



注: 下線はTPP参加国。()内はMFN関税率(EPAの実行関税率ではない)。

乳製品のFTA(現状)

	米国とのFTA	NZとのFTA	豪州とのFTA	備考
韓 国 の 譲 許	バター: 関税の10年撤廃 + 無税枠の設定 (1年目: 200トン→9年目: 253トン) ホエイ: 関税の10年撤廃 + 無税枠の設定 (1年目: 3,000トン→9年目: 3,800トン) チーズ: 関税の15年撤廃 + 無税枠の設定 (1年目: 7,000トン→14年目: 10,280トン)	バター: 関税の10年撤廃 + 無税枠の設定 (1年目: 800トン→9年目: 1,013トン) ホエイ: 関税の10年、15年撤廃 チーズ: 関税の7～15年撤廃 + 無税枠の設定 (1年目: 7,000トン→14年目: 2,241トン)	バター: 関税の15年撤廃 + 無税枠の設定 (1年目: 113トン→14年目: 146トン) ホエイ: 関税の15年撤廃 チーズ: 関税の13～20年撤廃 + 無税枠の設定 (1年目: 4,630トン→19年目: 394トン)	粉乳は、関税撤廃の例外(枠外税率の維持及び無税枠の設定)。 ただし、米国に対しては、枠数量は無期限増加。
中 国 の 譲 許	—	バター: 関税の10年撤廃 + 数量セーフガードの設定(14年目まで) (発動数量9,400トン→17,700トン) 粉乳: 関税の12年撤廃 + 数量セーフガードの設定(16年目まで) (発動数量9,500トン→197,000トン) ホエイ: 関税の5年撤廃 チーズ: 関税の5年、10年撤廃 + 数量セーフガードの設定(14年目まで) (発動数量3,600トン→6,800トン)	バター: 関税の10年撤廃 粉乳: 関税の12年撤廃 + 数量セーフガードの設定 (15年目まで) (発動数量17,500t→34,650トン) ホエイ: 関税の5年撤廃 チーズ: 関税の5年、10年撤廃	乳製品について、関税撤廃の例外はない。
日 本 の 譲 許	—	—	プロセス及びシュレッドチーズ原料用 ナチュラルチーズ: 国産品との抱合せ無税関税割当 プロセスチーズ用: 4,000トン→20,000トン (20年間) シュレッドチーズ用: 1,000トン→5,000トン (10年間) 枠内無税、国産: 輸入 = 1: 3.5	日豪のFTA交渉において、バター・脱脂粉乳は将来の見直し、ホエイは除外。

注: 「〇年撤廃」は「〇年目に関税撤廃」することを表す。

27年度の酪農関係経営安定策等

加工原料乳生産者補給金制度(311億円)

加工原料乳地域の生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳について生産者補給金を交付。

27年度：脱脂粉乳・バター等向け：単価12.90円/kg、交付対象数量：178万トン
チーズ向け：単価15.53円/kg、交付対象数量：52万トン

生産者の手取り

脱脂粉乳・バター等
向け生乳価格

補給金

チーズ向け生乳価格

補給金

生産者団体と乳業者との交渉で決定

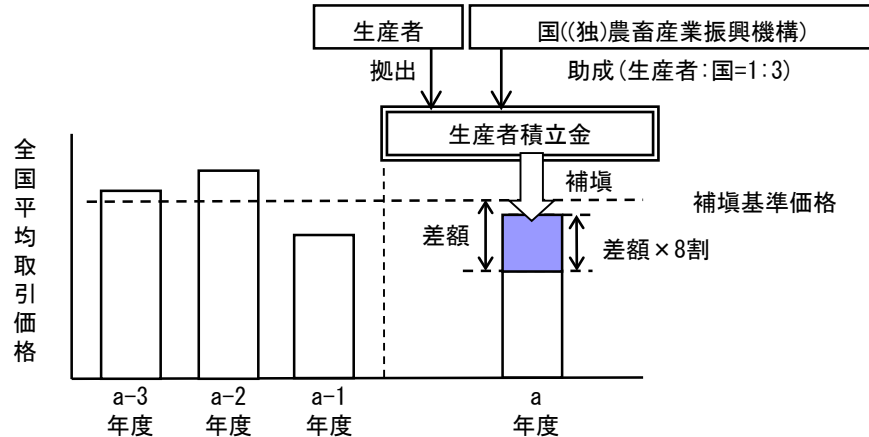
乳業者の支払分(買取価格)

補給金単価及び交付対象数量は毎年度決定

政府からの交付分

加工原料乳生産者経営安定対策事業

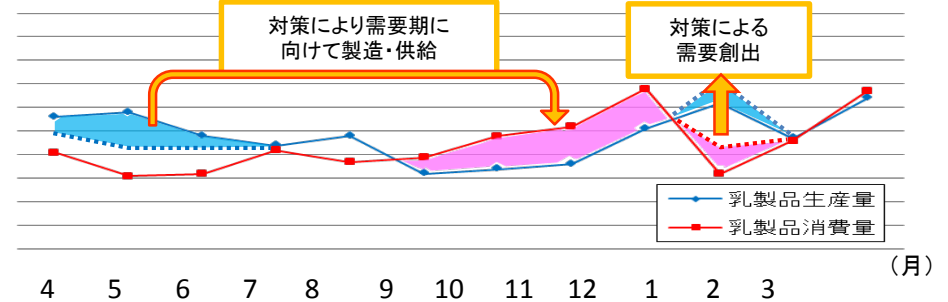
加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け及びチーズ向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。



国産乳製品供給安定対策事業(5億円)

生産者団体が乳製品を製造し適時に放出する取組や、不需要期の乳製品需要を創出する取組を支援。

乳製品製造経費の1/2を補助



飼料生産型酪農経営支援事業(66億円)

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付。

とうもろこし等の二期作、二毛作の2作目の面積や契約栽培により耕種農家が粗飼料を作付けする面積も含め、交付対象となる飼料作付面積を拡大。

- 対象者の要件
 - ・ 飼料作付面積が、北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上
 - ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること

- 交付金単価
飼料作付面積1ha当たり15千円

酪農生産基盤確保・強化緊急支援事業(12億円)

生乳生産基盤の確保・強化のための取組を支援。

- 主な支援対象メニュー
 - ・ 後継者を対象に初妊牛導入、簡易牛舎の整備、畜舎の増改築
 - ・ 生乳生産を中止する酪農家や経営規模を縮小する酪農家の乳用牛を地域内で継承
 - ・ 乳用牛増頭のための牛舎改修資材購入や簡易牛舎整備
 - ・ 暑熱ストレス低減のための技術指導や関連資材購入
 - ・ 乳房炎による生乳生産量の減少を防止するための搾乳機器の点検・補改修・牛群検査